

岩手県次期総合計画

第1期アクションプラン

—地域振興プラン（仮称）—

県央広域振興圏

（中間案）

2019年度～2022年度

平成30年11月

（平成30年11月6日現在）

岩 手 県

目次

県央広域振興圏

はじめに	1
------	---

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、 一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域	3
--	----------

1 生きがいに満ち、健康で安心して生活し続けることができる 絆の強い地域社会をつくります	
(1) 保健福祉	5
(2) 文化スポーツ	12
2 豊かな環境が保全され、自然の恵みを将来にわたって享受できる 地域社会をつくります	16
3 歴史と文化を継承しながら、新たなつながりや活力を感じられる 地域づくりを進めます	19
4 過去の教訓を踏まえた防災対策を進めます	22
5 安心・快適な都市環境・生活環境をつくります	25

II I T産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、 競争力の高い魅力のある産業が展開している地域	29
--	-----------

6 産学官金連携によるI T産業の育成やものづくり産業の 振興に取り組みます	31
7 観光・食・スポーツを連携させた交流促進により地域産業を活性化します	
(1) 観光産業	34
(2) 食産業	38
8 米・園芸・畜産のバランスがとれた農業の持続的発展と活力のある 農村づくりを進めます	41
9 森林資源の循環利用促進ともうかる林業・木材産業の構築を進めます	45
10 地域産業の特性に応じた産業人材の確保・育成とやりがいを持って 働くことができる労働環境の整備を進めます	49
11 産業経済活動を支える交通ネットワークを整えます	53

はじめに

1 地域振興プラン（仮称）の策定趣旨

人口減少・少子高齢化が進行する中、4広域振興圏の振興に当たっては、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各広域振興圏域のもつ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じる必要があります。

こうしたことから、次期総合計画長期ビジョン第7章では、各広域振興圏の目指す姿の実現のために、地域の特性を踏まえた基本的な考え方と取組方向について示しています。

地域振興プラン（仮称）は、各広域振興圏におけるこれらの取組を推進するため、重点的・優先的に取り組む施策や、その具体的な推進方策を明らかにし、長期ビジョンの実行性を確保するものです。

2 地域振興プラン（仮称）の期間

次期総合計画長期ビジョン第7章の第1期アクションプランとして策定するもので、マニフェスト・サイクルを考慮した2019年度から2022年度までの4年間の計画とします。

3 地域振興プラン（仮称）の構成

はじめに、長期ビジョン第7章において各広域振興圏の目指す姿の実現のために設定した「取組方向」に基づき、「振興施策の基本方向」と、これを推進するために重要な指標を示しています。

次に、特に重点的に取り組む「重点施策」ごとに、取組の「基本方向」や、現状と課題を踏まえた「県が取り組む具体的な推進方策」を示すとともに、「県以外の主体に期待される行動」を示しています。

※重要な指標及び工程表については、最終案までに盛り込みます。

【目指す姿（長期ビジョンからの再掲）】

県都を擁する圏域として、産業・人・暮らしの新たなつながりを生み出す連携の深化により求心力を高め、東北の拠点としての機能を担っている地域

【振興施策の基本方向（長期ビジョンからの再掲）】

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

圏域内の地域特性や地域資源を生かしながら、医療・福祉・子育てなど安全・安心な生活を支える取組や、若者や女性などの参画による地域づくり、住民サービスを支える社会基盤の整備などを進めます。

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

産業の特性や地域資源を生かし、産学官金連携によるイノベーションの創出や観光・食・スポーツを連携させた交流の促進、持続可能な農林業の振興を図るとともに、岩手県で育った人材が地元で働き、定着することができる取組などを進めます。

4 地域振興プラン（仮称）の推進

各広域振興圏における「目指す将来像」を実現するためには、県はもとより地域の方々やNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため策定に当たっては、地域の代表者等で構成される圏域懇談会における審議の結果や地域説明会、パブリックコメント等を踏まえ策定するものです。

また、今後の進行管理については、上記懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めていきます。

【振興施策の基本方向】

**I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、
一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域**

圏域内の地域特性や地域資源を生かしながら、医療・福祉・子育てなど安全・安心な生活を支える取組や、若者や女性などの参画による地域づくり、住民サービスを支える社会基盤の整備などを進めます。

指標項目

- ① がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する人数 [10万人当たり]
- ② 訪問診療を受けた患者数
- ③ 障がい者のグループホーム利用者数
- ④ 保育を必要とする子どもに係る待機児童数
- ⑤ 「いわて子育てにやさしい企業等」認証件数
- ⑥ 自殺者数 [10万人当たり]
- ⑦ 公立文化施設における催事数
- ⑧ スポーツ実施率
- ⑨ 公共用水域のBOD（生物化学的酸素要求量）等環境基準達成率
- ⑩ 一人1日当たりの家庭系ごみ（資源になるものを除く。）排出量
- ⑪ 元気なコミュニティ特選団体数
- ⑫ 近年の洪水による浸水家屋の解消率
- ⑬ 歩道設置推進箇所の整備率
- ⑭ 汚水処理人口普及率

などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
1 生きがいに満ち、健康で安心して生活し続けることができる絆の強い地域社会をつくり ます (1) 保健福祉	① 体の健康づくりの推進
	② こころの健康づくりの推進
	③ あらゆる世代のみんながいきいきと暮らす地域づくりの推進
	④ 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進

(2) 文化スポーツ	① 地域の特色や人材等を活用した文化芸術活動の推進
	② 従来の文化の枠を超えた取組の支援や観光分野等への活用
	③ 生涯スポーツの普及啓発と推進体制の強化
2 豊かな環境が保全され、自然の恵みを将来にわたって享受できる地域社会をつくれます	① 多様で豊かな環境の保全・保護の推進
	② 3Rの推進と廃棄物の適正処理の推進
	③ 地球温暖化防止に向けた取組の支援
3 歴史と文化を継承しながら、新たなつながりや活力を感じられる地域づくりを進めます	① 広域連携の推進
	② 移住定住の促進
	③ 地域コミュニティ活動の活性化
	④ 多文化共生社会の実現を見据えた取組の推進
4 過去の教訓を踏まえた防災対策を進めます	① 河川改修やダム建設による治水安全度の向上
	② 地震に強い社会資本の整備
	③ 市町、関係団体、地域住民との連携による防災対応
	④ 災害関連情報の充実強化
5 安心・快適な都市環境・生活環境をつくれます	① 高次都市機能の充実
	② 中心市街地の活性化
	③ ユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりの推進
	④ 安全・安心な歩行空間及び自転車通行空間の確保
	⑤ 汚水処理施設の計画的な整備
	⑥ 社会資本の計画的な維持管理
	⑦ 食の安全・安心の推進

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

1-1 生きがいに満ち、健康で安心して生活し続けることができる絆の強い地域社会をつくります(保健福祉)

(基本方向)

みんなが生涯にわたり心身ともに健康で安心して自分らしく生活し続けることができるよう、関係機関や企業・団体等と連携し、「健康づくり宣言」などによる機運醸成を行い、健康寿命¹の延伸に向けて若年期から働き盛り世代、そして高齢者まで、こころと体の健康づくりの取組を推進します。

また、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない包括的な子育て支援体制や、障がい者、高齢者、経済的に困窮している世帯などが孤立することなく住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、地域で互いに支え合う包括的な生活支援体制の構築、地域保健・医療・福祉の連携を充実する取組などを推進します。

現状と課題

- ・ 県央圏域における肥満傾向にある児童・生徒の割合は、平成 28 年度において各学年とも県平均を下回っているものの全国の状況に比べ高く、特に高校 3 年生は平成 24 年度より増加していることなどから、循環器疾患等の生活習慣病のリスク要因である肥満対策を若年期から推進していく必要があります。
- ・ むし歯を持たない子どもの割合は県平均を上回っており、子どもの歯と口の健康状態は改善されていることから、引き続き乳幼児期からむし歯や歯肉炎などを予防する生活習慣を身につけることや、定期的な歯科健康診査の受診に向けた普及啓発を行う必要があります。
- ・ 市町の食育推進計画に基づき、地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりの取組が進んでいます。
- ・ 特定健康診査²受診者の血圧及び脂質リスク保有者、メタボリックシンドローム³該当者及び予備群の割合は男女ともに県平均より高いことから、働き盛り世代の特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率⁴の向上により、生活習慣病予備群の早期発見と指導の強化を図る必要があります。
- ・ がん、脳血管疾患及び心疾患の年齢調整死亡率⁵は依然として全国より高い状況にあることから、栄養成分表示やヘルシーメニュー等健康に配慮した外食・惣菜店の増加、公共の場における受動喫煙⁶の防止、運動のできる環境の整備など、適切な血圧管理の推進と生活習慣の改善に向けてさらに取り組んでいく必要があります。

¹ 健康寿命：健康上の問題で何らかの制限を受けずに日常生活ができる期間

² 特定健康診査：医療保険に加入する 40 歳から 74 歳の被保険者及び被扶養者に対し、メタボリックシンドロームを早期に発見するために行う健診。

³ メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、血中脂質異常のうち 2 つ以上を合併している状態

⁴ 特定保健指導：特定健康診査の結果におけるリスクの保有状況に応じ、医師、保健師、管理栄養士等による生活習慣改善のために実施する指導。

⁵ 年齢調整死亡率：人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、死亡率を一定の基準人口（昭和 60 年モデル人口）にあてはめて算出した指標。

⁶ 受動喫煙：室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

- ・ 全がんの年齢調整死亡率は男女ともに減少していますが、女性の大腸がん、子宮がんは増加傾向にあることから、検診の重要性を普及啓発するとともに、精密検査を含めた受診率向上のための環境整備が必要です。
- ・ 県央圏域の自殺者数及び自殺死亡率は平成18年をピークに平成22年以降減少傾向にあり、平成24年から平成28年までの5か年平均自殺死亡率は24.4（県24.8）と県より下回っていますが、保健所別にみると、県央保健所管内（盛岡市を除く）は2番目に高い状況です。
生活困窮者などのハイリスク者へ配慮しながら、子ども・若者から働き盛り世代、高齢者まで「生きることの包括的な支援」（自殺総合対策大綱）に取り組む必要があります。
- ・ 県央圏域の医師・歯科医師等の人口10万人当たりの人数は、平成28年において医師299.6人（県207.5人、全国251.7人）、歯科医師123.1人（県81.2人、全国82.4人）とともに、県及び全国を上回っていますが、大半が盛岡市周辺に集中し、地理的偏在が課題になっています。
- ・ 地域医療の更なる充実を図るため、引き続き医療機関の役割分担と連携の推進や、住民に対する適正受診の啓発、地域・職域・学校保健等の関係団体で構成するヘルスサポートネットワーク会議を通じた情報提供や健康づくり等を推進していく必要があります。
- ・ 平成30年（2018年）1月に岩手県立療育センター及び岩手県立盛岡となん支援学校が、2019年9月には岩手医科大学附属病院が、盛岡市から矢巾町に移転することなどにより、障がい児の療育体制や地域の医療、福祉の充実が図られ、患者の受療行動等の変化も見込まれることから、総合的な支援体制を強化する必要があります。
- ・ 高齢者世帯、子育て世帯、障がい者や経済的に困窮している人など、生活するうえで様々な課題を抱え「生きにくさ」を感じている人が「生きやすさ」を実感できるよう、地域住民や関係機関が連携しワンストップで相談・サービス提供を行う、地域で支える包括的な支援体制を構築していく必要があります。
- ・ 高齢者の在宅医療の地域ニーズを把握し、認知症になっても本人の意思が尊重され暮らし続けることができるよう、医師会や認知症サポート医、地域包括支援センター等、入院医療機関と在宅医療に関係する機関が連携し、退院支援担当者の配置や入退院調整支援機能等を強化する必要があります。
- ・ 県央圏域の出生数は、昭和55年の6,337人から平成28年3,473人と年々減少する一方で、高齢者人口は、平成29年（2017年）の129,727人から、2025年には142,545人に増加することが見込まれています。
市町において、子どもを安心して生み育てられるよう妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援と、高齢者が自分らしく住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステム⁷等を構築していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 体の健康づくりの推進

- ・ 地域や企業等による「健康づくり宣言」などの取組とも連携し、生活習慣の改善のため、減塩及び野菜摂取量の増加を中心とした食生活や運動習慣などの定着普及を図るなど、生活習慣病の発症予防に関係機関・団体が一体となって取り組みます。
- ・ 家庭や学校、医師会等関係機関と連携し、小学校低学年から軽度肥満児童への指導や基本的な生活習慣確立のための普及啓発や適正体重を維持するための取組、むし歯と食生活を

⁷ 地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステム。

ど口腔の健康づくりの取組を進めます。

- ・ 市町職員や食生活改善推進員などを対象とする研修会等の開催を通じて、地域の特性を活かした食育の取組を支援します。
- ・ 外食や中食⁸の利用頻度が高まっていることから、飲食店や食産業と連携し「健康な食事⁹」を提供できるよう環境整備を進めます。
- ・ 事業所を対象とした「健康づくりチャレンジ事業」や健康に関する出前講座などの実施により、働き盛り世代の生活習慣病予防の取組を強化するとともに、事業所の「健康経営¹⁰」の取組を支援します。
- ・ 特定健康診査や特定保健指導、成人期における歯科健康診査等の普及啓発を進め、特に若い世代や男性の受診率の向上や糖尿病腎症重症化予防プログラムの推進、歯周病等全身への影響を含めた口腔の健康づくりの推進等に取り組みます。
- ・ ピンクリボン運動月間などに併せてがんの予防法や各種検診の普及啓発を進め、受診率向上に向けて働く世代に配慮した検診時間など受診しやすい環境整備に取り組みます。
- ・ 多数の住民が利用する施設等に対し、受動喫煙による健康影響等について周知啓発を行うとともに、受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言を行うなど、望まない受動喫煙対策を推進します。

② こころの健康づくりの推進

- ・ 動物愛護の意識を高める普及啓発、動物のいのちや自然の営みを尊重する取組等を通じて、子どもへの「いのちの教育」に取り組みます。
- ・ こころの健康づくりを推進するため、学校、職場、地域において、ストレスへの対処方法やうつ病、アルコール健康障害等に関する正しい知識の普及啓発、相談窓口の周知、ゲートキーパー¹¹の普及などに取り組みます。
- ・ 子どもの自殺予防対策を更に推進するため、市町、学校、関係機関・団体等と連携し、児童生徒への相談窓口の周知やSOSの出し方の教育や学習、子どもが出したSOSに対しての受け止め方について、教職員や施設職員等に対する研修の実施等、児童生徒への支援の充実に取り組みます。
- ・ 商工労働団体や企業等と連携し、事業所等へのメンタルヘルス対策の普及啓発や出前講座などを実施し、働き盛り世代のメンタルヘルス¹²の推進に取り組みます。
- ・ 保健・医療・労働・教育などの関係機関・団体と連携し、うつ病の予防から早期発見、自殺未遂者支援、遺族ケア等までの包括的な支援を推進します。
- ・ 介護予防事業等における高齢者のうつスクリーニング¹³の実施や地域での居場所づくりなど、地域の関係機関やボランティア団体等と連携した高齢者の見守り活動に取り組みます。
- ・ 地域の関係機関が連携することにより生活困窮者の早期発見に努め、これらの生活困窮者の自立に向け地域全体で必要な支援を行うとともに、生活困窮者への支援者を対象とした研修会を開催するなど包括的な支援の強化を図ります。

③ あらゆる世代のみんながいきいきと暮らす地域づくりの推進

⁸ 中食：市販の弁当やそう菜、家庭外で調理・加工された食品を学校や職場・学校・屋外等へ持って帰り、そのまま（調理することなく）食事すること

⁹ 健康な食事：健康な心身の維持・増進に必要な栄養バランスを確保する観点から、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を無理なく続けること

¹⁰ 健康経営：従業員の健康維持・増進が、企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方に立って、経営的な視点から、従業員の健康管理を戦略的に実践すること。

¹¹ ゲートキーパー：地域や職場、教育等の分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、見守り、必要に応じて専門相談機関へつなぐなどの役割が期待される人材

¹² メンタルヘルス：精神面における健康のことであり、精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生などと称される

¹³ うつスクリーニング：うつ病の早期発見のため、こころの健康度や疲労度をチェック

- ・ 高齢者、障がい児・者、経済的に困窮している人、ひきこもり状態にある人やLGBT等、様々な理由から課題を抱えている人々が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアの推進、療育体制や様々な福祉サービスの充実、社会参加の支援等、住民同士が互いに認め合い共に支え合うまちづくりに取り組みます。
- ・ 地域の包括的な支援体制を支える医療、介護、福祉人材の育成・確保・定着を図るため、修学資金貸付金の利用等の促進や労働環境や処遇の改善を図るほか、中学生を対象に進学・就職への動機付けを行うため出前講座等による啓発事業を実施します。
- ・ 保健、医療、福祉、行政で構成する盛岡構想区域地域医療構想調整会議等を通じ、2019年9月の岩手医科大学附属病院矢巾町移転を踏まえ、医療と介護が有機的に連携し高度急性期から在宅医療・介護までのサービスが、住民ニーズに応じ効率的かつ効果的に提供される体制の整備に取り組みます。
- ・ かかりつけ医の認知症対応力向上研修や認知症診断等に関する相談の実施、認知症サポート医や認知症サポーターの養成、市町における認知症カフェの設置促進や高齢者向け住宅の供給の支援など、認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる支援体制構築等の取組を支援します。
- ・ 生活支援コーディネーターによる地域の実情に応じた生活支援サービスの開発やサービス提供主体間のネットワークづくり等の活動を支援するとともに、住民が主体的に運営する介護予防事業等に参加しやすいようにするための市町の取組を支援します。
- ・ 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活できるよう、グループホーム等の各種サービスの拡充、農林福連携などの就労支援や社会参加、権利擁護の取組の促進やユニバーサルデザイン¹⁴に基づくまちづくりなど、市町や関係機関・団体等と連携し福祉コミュニティの形成を推進します。
- ・ 生活の中で生きにくさを感じている人が、早期に各種福祉サービス等の包括的な支援を受けられるよう、地域住民や関係機関と連携し、生活困窮者自立支援制度¹⁵による住居確保や家計改善等の支援を行うとともに、就労を通して自分らしく社会参加（ワーキング・インクルージョン¹⁶）できるようにするための中間的就労¹⁷の場の確保など新たな社会資源創出の支援を行います。
- ・ 災害時におけるニーズに対応した効果的な支援体制について、災害医療コーディネーター¹⁸、市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等で構成する「盛岡地域災害医療対策連絡会議」において協議し、災害を想定した訓練を実施するなど、災害時の対応力の向上に取り組みます。

④ 安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進

- ・ 若い世代が家庭を築くことや子育てに希望を持てるよう、“いきいき岩手”結婚サポートセンター¹⁹及び市町等と連携して結婚を支援するとともに、市町における妊娠期から出産、

¹⁴ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、能力などにかかわらず、できる限り、全ての人が利用できるように製品、建物、空間をデザインしようとする考え方。

¹⁵ 生活困窮者自立支援制度：生活保護に至る前の段階において早期的・包括的な支援を行うため、生活困窮者からの相談を受けて自立支援プランを作成し、居住確保支援、就労支援、家計改善支援、子どもの学習支援などの各種支援を実施する制度。平成27年4月から実施されている。

¹⁶ ワーキング・インクルージョン：年齢、性別、障がいの有無、心身の不調、就労の経験・状況など、一人ひとりが異なることを認めて受け入れ、これらの多様な人材がそれぞれの能力等を活かし、その人にあつた働き方で社会参加ができる就労のかたち

¹⁷ 中間的就労：一般就労と福祉的就労との間の就労形態として位置づけられ、雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者の一般就労を目的に、民間事業者が自主事業として実施するもの。

¹⁸ 災害医療コーディネーター：大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築を助言したり、医療機関への傷病者の受入れ調整などの業務を行う者。

¹⁹ “いきいき岩手”結婚サポートセンター：結婚を希望する県民を支援するため、公益財団法人いきいき岩手支援財団が、県・市町村・民間団体等の連携により、県内3カ所（盛岡市、奥州市、宮古市）に設置した施設

子育て期まで、切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター²⁰」等の設置を促進します。

- ・ 子育て家庭が孤立しないよう、市町と連携し地域住民が支えあう仕組みづくりや、仕事と子育ての両立、子育てと介護の両立など多様な保育ニーズを把握し、地域で子育てを支える取組や、保育士等の人材確保に努めるなど、子育て家庭への相談・支援を行う取組を促進します。
- ・ 児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応、障がい児の療育支援を充実させるため、要保護児童対策地域協議会や地域自立支援協議会療育関係部会等により地域の医療、福祉、行政、住民の連携強化を図り、地域における包括的な支援体制の構築を促進します。
- ・ 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、経済的理由等で学習の機会に恵まれない小・中・高校生等に対する学習支援や生活支援を拡充していくとともに、修学資金制度等の活用による進学支援を行うなど、子どもが希望する進路に進むことができるように支援します。
- ・ 市町や関係団体等と連携・協力し、子ども食堂など生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりの取組を支援するとともに、地域の高齢者など多様な年齢、職種や経験をもった地域住民との交流を促進します。
- ・ 仕事と子育ての両立支援及び企業による子育て支援活動を促進するため、いわて子育てにやさしい企業²¹や、いわて子育て応援の店協賛店を拡充するなど、企業等の理解や協力を得ながら、子育て家庭を企業等も含めた地域全体で支援する取組を促進します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(市町)

- ・ 食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進
- ・ がん検診、特定健診、特定保健指導の円滑な実施
- ・ 受動喫煙防止のための対策の推進
- ・ 食育推進計画の推進
- ・ うつ病や自殺予防に関する住民への普及、啓発、相談
- ・ ゲートキーパーの養成
- ・ 住民組織の育成・支援
- ・ 地域医療の充実に向けた住民に対する啓発広報
- ・ 医療と介護の連携に向けた既存の話し合いの場の積極的活用
- ・ 介護保険制度の適正運営
- ・ 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 地域自立支援協議会の運営
- ・ 市町障がい福祉計画の推進
- ・ 生活困窮者自立支援制度の住民への周知及び関係機関との連携強化
- ・ 災害時における関係機関との連携体制の充実・強化
- ・ 市町子ども・子育て支援事業計画の推進
- ・ 保育を必要とする子どもの利用定員の確保

²⁰ 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、保健師等を配置して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点

²¹ いわて子育てにやさしい企業：県内に本社又は主たる事務所があり、常時雇用する労働者の数が300人以下の中小企業等で一般事業主行動計画を策定し、子育て支援を推進する取組を行い、育児休業制度等を就業規則等に規定している企業

- ・妊産婦等への保健指導の充実
- ・周産期医療機関との連携
- ・放課後児童クラブ²²の整備促進
- ・子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む団体との連携

(関係機関・団体、企業等)

- ・食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進
- ・がん検診、特定健診、特定保健指導の円滑な実施
- ・受動喫煙防止の取組
- ・食育活動の実践
- ・事業所における「健康経営」の推進
- ・こころの健康に関する普及、啓発、相談
- ・ゲートキーパーの養成
- ・かかりつけ医が患者に対する救急受診に必要な病状説明の取組
- ・地域住民ができるだけかかりつけ医を持つための支援
- ・開業医等が患者に対する連携病院の情報提供
- ・医療機関が訪問診療、訪問看護の積極的推進
- ・勤務医負担軽減のための病院におけるクランクの導入
- ・その他医療連携等地域医療の充実に向けた取組推進
- ・適正な介護保険サービスの提供
- ・在宅患者等への服薬支援の検討
- ・災害時における対応マニュアルの策定・関係機関との連携体制の構築（医療機関やライフライン関係機関など）
- ・生活支援及び多様で安心できる住まいの提供
- ・一般就労、中間的就労及び福祉的就労の場の確保
- ・自立相談支援機関と連携して、生活困窮者に包括的な支援の実施
- ・一般事業主行動計画²³の策定、推進
- ・民間団体等による子育て支援活動
- ・子ども食堂など子どもの居場所づくりの取組
- ・小児救急医療の推進、電話相談

【関連する計画】

- ・岩手県保健医療計画（地域編）（計画期間 平成 30 年度（2018 年度）～2023 年度）
- ・健康いわて 21 プラン（第二次）（計画期間 平成 26 年度（2014 年度）～2022 年度）
- ・イー歯トープ 8020 プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）
（計画期間 平成 26 年度（2014 年度）～2022 年度）
- ・岩手県がん対策推進計画（第三次）（計画期間 平成 30 年度（2018 年度）～2023 年度）
- ・岩手県自殺対策アクションプラン（計画期間 2019 年度～2023 年度）
- ・いわていきいきプラン 2020（計画期間 平成 30 年度（2018 年度）～2020 年度）
- ・いわて子どもプラン（岩手県子ども・子育て支援事業支援計画、岩手県ひとり親家庭等自立

²² 放課後児童クラブ：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、児童館等を利用して遊びや生活の場を提供するもので、仕事と家庭の両立や児童の健全育成を図るための施設

²³ 一般事業主行動計画：企業が、「次世代育成支援対策推進法」（「次世代法」）に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画。雇用する労働者が 101 人以上の企業は、「一般事業主行動計画」を策定し、速やかに届け出なければならないとされているほか、雇用する労働者が 100 人以下の企業も、同様の努力義務が課せられている。

促進計画) (計画期間 平成 27 年度 (2015 年度) ~2019 年度)

- ・盛岡障がい保健福祉圏域計画 (岩手県障がい者プラン地域編)

(計画期間 平成 30 年度 (2018 年度) ~2023 年度)

- ・岩手県地域福祉支援計画[第 2 期] (計画期間 平成 26 年度~平成 30 年度)

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

1-2 生きがいに満ち、健康で安心して生活し続けることができる絆の強い地域社会をつくります(文化スポーツ)

(基本方向)

文化振興においては、文化芸術団体や文化施設のほか、公民館や図書館などの社会教育施設、文化振興を活動の目的としたNPO等と連携・協働して、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、地域住民が手軽に文化芸術に触れる機会の提供や地域の特色を生かした文化芸術活動の振興を推進します。

また、従来の文化の枠を超えた取組の支援や他地域との交流を通じ、新たな分野の創作活動を推進します。

スポーツ振興においては、地域住民が多種多様なスポーツに親しむ機会を提供する総合型地域スポーツクラブ¹やスポーツ団体等の活動を支援するとともに、年齢や身体能力、障がいの有無に関わらず、身近な地域で気軽にスポーツに親しめる環境の整備を推進します。

現状と課題

<文化>

- ・ 県央圏域には、県立美術館や県民会館をはじめ、県営・市町営等の文化施設が集積しているとともに、盛岡文士劇やいしがきミュージックフェスティバルなど多様な文化イベントが開催され、美術・音楽・演劇・舞踊・民謡等の多くの文化芸術団体が活動していますが、担い手の高齢化や指導者不足等により団体活動の継続や活性化に課題を抱えている団体も少なくありません。
- ・ 県央圏域の都市部には、大学や各種専門学校が集積しており、学園祭やクラブ・サークル活動等を通じて、若者が主体となった新たな文化芸術活動の展開が期待されます。
- ・ 平成29年6月の文化芸術振興基本法の改正では、年齢や障がいの有無に関わらず、文化芸術を鑑賞したり、参加することができる環境整備が基本理念に明記されました。
また、本県においても、障がい者アート（アール・ブリュット²）作家の輩出や「アール・ブリュットいわて展」の開催など、障がい者の文化芸術活動に対する県民の理解増進や活動支援の取組が行われており、こうした動きを更に進めていく必要があります。
- ・ 文化芸術推進基本計画（平成30年3月）の策定により、文化芸術の継承、発展及び創造への文化芸術団体や文化施設、社会教育施設等が果たす役割が大きくなってきており、アウトリーチ活動³をはじめ、それらの施設や団体による文化芸術体験の機会の充実が期待されています。

<スポーツ>

- ・ 県央圏域には、県営運動公園や県営・市町営等の野球場、体育館、テニスコート、プール、

¹ 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

² アール・ブリュット：生(き)の芸術と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術。

³ アウトリーチ活動：文化施設などが館外で行う文化芸術活動。自ら文化施設などに出向かない人々に対し、芸術に関心をもたせることを目的として、出張コンサートやイベント等を行うこと。

武道館、アイスリンクなど、幅広い種目に対応できるスポーツ施設が集積しているとともに、岩手町のホッケーのように地域に根付いているものや、盛岡市のスポーツライミングのように新たに形成されつつあるものなど、ご当地スポーツが育まれています。

- ・ 各市町においては、「イーハトーブトライアル大会」や「盛岡・北上ゴムボート川下り大会」の継続開催をはじめ、「いわて盛岡シティマラソン」の開催が予定されているなど、他地域から大勢の集客が見込まれるスポーツイベントへの発展が期待されます。
また、希望郷いわて国体・いわて大会のレガシーを継承する取組、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成を目的としたオリンピックデーなど、多様なスポーツイベントが開催されています。
- ・ 希望郷いわて国体・いわて大会のレガシーとして、また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けてスポーツへの関心が高まっており、年齢や身体能力、障がいの有無に関わらず、地域で気軽にスポーツに親しむ機運が醸成されつつあります。
- ・ 地域における生涯スポーツの中核と位置づけられている総合型地域スポーツクラブは、管内に平成29年度末現在で12団体が設立され、スポーツ教室の運営をはじめ、スポーツ施設の管理業務や健康・介護予防教室を受託する団体も出てきていますが、会員数の伸び悩みや指導者の不足、活動場所の確保など、経営基盤の課題を抱えています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 地域の特色や人材等を活用した文化芸術活動の推進

- ・ 文化芸術コーディネーター⁴の活用により、文化芸術活動や鑑賞に係るニーズのマッチング、助言、普及啓発等を通じ、地域における文化芸術活動を支援します。
- ・ 文化芸術コーディネーターや市町等と連携し、文化芸術団体や文化施設の情報共有、連携促進を図り、文化芸術活動支援ネットワークを構築します。
- ・ 文化芸術団体や文化施設、障がい者芸術活動支援センター等の連携による文化芸術イベント等の企画実施を支援するなど、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、地域住民誰もが文化芸術活動に参画しやすい環境整備を推進します。
- ・ 文化芸術体験の機会の充実を図るため、文化施設や文化芸術団体、NPO等が行うアウトリーチ活動やアーティスト・イン・レジデンス⁵などの取組を支援します。

② 従来の文化の枠を超えた取組の支援や観光分野等への活用

- ・ マンガやアニメなどのポップカルチャー等を活用した取組の発信を通じて、従来の枠組みを超えた新たな文化芸術活動を支援します。
- ・ 地域の特色を活かした文化芸術活動や異なるジャンルを融合した創作活動等を観光分野やまちづくり等に活用する取組を推進します。

③ 生涯スポーツの普及啓発及び推進体制の強化

- ・ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体間の情報交換や交流する機会を設け、情報共有や連携強化を促進します。
- ・ ラグビーワールドカップ2019TM釜石開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした市町の取組との連携をはじめ、スポーツ団体、企業、大学等と連携して、年齢や身体能力、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツに親しむことができるよう、多種多様なスポーツライフの普及啓発に努めます。
- ・ 身近な地域で誰もが気軽にスポーツに親しめる環境整備を推進するため、広域スポーツセ

⁴ 文化芸術コーディネーター：地域の文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術と住民をつなぐことを目的に、県内4広域振興圏)に設置しているもの。

⁵ アーティスト・イン・レジデンス：：各種の芸術制作を行う芸術家等が、一定期間ある土地に滞在しながら作品の創作活動を行う取組。

ンター⁶や市町等との連携により、総合型地域スポーツクラブの運営・活動全般の中間支援を行う仕組みづくりを検討します。

- ・ 指導者の育成やスポーツ団体間の指導者の利活用により、生涯スポーツ活動を支える人材の確保を図ります。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・ 文化芸術活動への参画、理解
- ・ スポーツ活動への参加

(企業等)

- ・ 文化芸術活動への支援
- ・ 社員等の文化芸術活動参加に向けた環境整備
- ・ スポーツ活動の支援
- ・ 社員等のスポーツ活動参加に向けた環境整備

(文化芸術活動団体)

- ・ 文化芸術活動の取組実施、支援、情報発信
(県体育協会・県スポーツ振興事業団・県障がい者スポーツ協会・各競技団体等)
- ・ スポーツ団体及び組織体制の強化
- ・ 生涯スポーツ、障がい者スポーツの推進

(文化施設)

- ・ 鑑賞機会の提供
- ・ 活動場所・成果発表機会の提供
- ・ 文化活動や観光の拠点としての機能

(大学)

- ・ 物的・人的資源の効果的な活用
- ・ 施設の開放等の推進
- ・ スポーツ大会や文化イベント等への参画

(市町村)

- ・ 文化芸術活動の取組実施、支援、情報提供
- ・ スポーツイベント等の開催
- ・ スポーツ環境の整備
- ・ 障がい者スポーツの理解促進
- ・ 文化やスポーツ活動を通じたコミュニティ形成

⁶ 広域スポーツセンター：各都道府県において広域市町村圏内の総合型スポーツクラブの創設や運営、活動とともに、圏内におけるスポーツ活動全般について、効率的な支援を行う役割を担うもの。

【関連する計画】

- ・文化芸術推進基本計画（計画期間 平成30年度（2018年度）～2022年度）
- ・第2期スポーツ基本計画（計画期間 平成29年度（2017年度）～2021年度）
- ・岩手県文化・スポーツ振興戦略
- ・（仮称）岩手県スポーツ推進計画（計画期間 2019年度～2023年度）
- ・岩手県文化芸術振興指針（平成27年度（2015年度）～2019年度）

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

2 豊かな環境が保全され、自然の恵みを将来にわたって享受できる地域社会をつくります

(基本方向)

自然との共生を図り、豊かな自然の恵みを将来にわたって享受することができるよう、地域住民、環境保全活動団体、事業者、行政等が相互に連携し環境保全活動などを推進するとともに、地域における子どもたちへの環境学習の取組等を支援します。

また、循環型地域社会の形成を進めるため、住民や事業者、行政のそれぞれが廃棄物の発生抑制（ごみの減量化）や再使用・再生利用等 3R¹の取組を推進するとともに、産業廃棄物の不適正処理の監視・指導を行うほか、地球温暖化対策のため、温室効果ガス排出削減の推進や再生可能エネルギー導入の促進を図ります。

現状と課題

- ・ 森川海条例²の理念に基づき、森、里、川など、身近な環境や希少な野生動植物を守り、育てる活動を行っている住民や環境保全活動団体、事業者、行政等が連携を深め、子どもたちへの環境教育等を通じて豊かな自然と触れ合い守り育てていく大切さを、次の世代に伝えていく必要があります。
- ・ 圏域内の公共用水域の水質汚濁の代表的な指標である、BOD³等の環境基準達成率は、平成27年度以降100%を達成しており、引き続き良好な水環境を保つ必要があります。
- ・ 県央圏域の一人一日当たりの家庭系ごみ（資源になるものを除く）排出量は、平成28年度において503グラムと県平均の501グラムを上回っていることから、引き続き市町と協働し3Rによる家庭系ごみの減量化に取り組む必要があります。
- ・ 産業廃棄物⁴については、事業者等による廃棄物の排出抑制、再生利用等の取組が進められていますが、一方では不法投棄等の不適正な事例も散発していることから、事業者への立入及び監視指導などによる適正処理の指導等に努める必要があります。
- ・ 地球温暖化対策のため、県民、事業者、行政が一体となった県民運動による自主的な省エネルギーの実践や森林等による二酸化炭素（CO₂）吸収源対策が求められています。
- ・ 本県の再生可能エネルギーによる電力自給率は平成29年度末時点で28.0%となっており、太陽光及びバイオマス発電⁵を中心に順調な導入が進んでいます。また、地熱、風力等の再生可能エネルギーの導入などによるCO₂排出量削減対策等を推進する必要があります。
- ・ 東日本大震災による原子力発電所の事故に伴って放出された放射性物質対策として、空間放射線量の測定・公表、食品中の放射性物質濃度の検査・公表及び空間放射線測定機器の貸

¹ 3R：Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくらうとするもの。

² 森川海条例：岩手県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成15年～）

³ BOD：生物化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって酸化、分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値。数値が大きくなるほど汚濁が著しい。

⁴ 産業廃棄物：事業活動に伴って排出される燃え殻、汚泥その他の廃棄物

⁵ バイオマス発電：バイオマスとは、化石燃料以外の生物由来の再生可能資源のこと。このバイオマスを燃料として発電する方法がバイオマス発電であり、再生可能エネルギーの一種

与等を継続して行っています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 多様で豊かな環境の保全・保護の推進

- ・ 森、里、川などの身近な自然環境の保全活動や希少野生動植物の保護活動を行っている住民、環境保全活動団体、NPO、事業者等の相互の連携と協働を支援するとともに、各団体の情報共有等を図るため、「環境保全活動連携促進集会」を県央圏域の北上川等主要な川を中心とした5つの流域圏ごとに開催するなど、環境保全活動の活発化に向けた取組を推進します。
- ・ 環境保全活動団体や学校が行う、移入植物駆除、清掃活動等による環境保全意識の醸成や水生生物調査、自然観察会、森林学習等の環境学習を支援するとともに、ふるさとの森・里・川を守り育てる活動応援キャラクターの「りば〜るくん⁶」を活用した、環境保全や生物多様性に関する意識の普及啓発活動を推進します。
- ・ 地域における様々な環境保全活動や環境学習等の指導者や補助する人材を育成・養成（りば〜るくんの郷づくりパートナー認定制度⁷）する研修会等を開催します。
- ・ 良好な大気保全のために大気汚染物質、水環境保全のために河川・湖沼及び地下水のモニタリングを実施するとともに、ばい煙や汚水等を排出する事業者の監視・指導を実施します。
- ・ きれいで健全な水環境を確保・維持していくため、公共下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理施設の計画的な整備を支援、推進します。

② 3Rの推進と廃棄物の適正処理の推進

- ・ 家庭における適切なおごみの分別収集や生ごみを減らすための工夫など、家庭系ごみ減量化の取組を促進するため、市町が開催する環境審議会等を通じて地域の実情に応じたごみ減量化等の取組を支援します。
- ・ 小規模小売店等へのエコショップ⁸認定を進めることなどにより、3Rの普及・推進を図るとともに、事業者による廃棄物のゼロエミッション⁹に向けた3Rの取組を支援します。
- ・ 県央圏域の市町等が効率的なごみ・し尿処理や環境負荷の低減などによる循環型地域社会を形成するために継続して進めている、県央ブロックごみ・し尿処理広域化の取組を支援します。
- ・ 産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理に対する監視・指導を強化するとともに、事業者等に対しては事業場への立入監視等を実施し、産業廃棄物の適正な処理の推進を図ります。

③ 地球温暖化防止に向けた取組の支援

- ・ 「いわて地球環境にやさしい事業所認定」制度¹⁰による認定取得や認定のバージョンアップを支援するとともに、取得事業所に対して再生可能エネルギーの利用促進を図るための情報提供等を行うなど、一層の省エネルギー対策の取組を支援します。
- ・ 事業所におけるISO14001等の環境マネジメントシステムの普及を図るほか、省エネ

⁶ りば〜るくん：盛岡広域振興局の環境保全活動応援キャラクター。きれいな川に住む希少種の二枚貝である「カワシジユガイ」がモデルで、ポシエットに「ヤマメ」が入っている。

⁷ りば〜るくんの郷づくりパートナー認定制度：地域の環境保全活動を指導、支援してくれる人材の育成・養成のための制度で、盛岡広域振興局が取り組む独自の事業。（平成30年度（2018年度）～2022年度）

⁸ エコショップ：ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む店として、県が市町村とともに認定する「エコショップいわて認定制度」により認定された店

⁹ ゼロエミッション：産業や地域から排出される廃棄物をできるだけゼロに近づける取組

¹⁰ 「いわて地球環境にやさしい事業所認定」制度：地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定し、広く県民に紹介することにより、地球温暖化対策の積極的な取組を広げていくことを目的とした制度。

ギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理の取組を支援します。

- ・ 市町に設置されている地球温暖化対策地域協議会との連携を図りながら、地球温暖化防止活動センター等を中心として、日常生活や事業活動における温室効果ガスの排出の抑制に向けた普及啓発等に取り組みます。
- ・ 県央圏域に豊富に存在する、再生可能エネルギーである太陽光、地熱、風力、木質バイオマス¹¹、小水力¹²等の活用をさらに促進するため、管内市町と連携して、事業者等の導入促進を支援します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(住民・企業等)

- ・ 環境学習、各種環境保全活動への参加
- ・ ゼロエミッション、省資源、省エネルギーの取組
- ・ いわて地球環境にやさしい事業所の取組
- ・ 再生可能エネルギーの積極的な導入

(市町・学校等)

- ・ 環境に係る情報提供や環境教育の推進等
- ・ 地域特性に応じた温暖化対策の推進（普及啓発・実践活動支援等）
- ・ 住民への3Rの普及啓発
- ・ ごみ減量化、資源化、処理の効率化に向けた取組
- ・ 再生可能エネルギーの普及啓発・導入
- ・ 市町の事務事業等における省エネルギー活動の推進

【関連する計画】

- ・ 環境基本計画（計画期間 平成30年度（2018年度）～2023年度）
- ・ 第四次循環型社会形成推進基本計画（計画期間 平成30年度（2018年度）～2022年度）
- ・ 岩手県環境基本計画（計画期間 平成23年度（2011年度）～2020年度）
- ・ 第二次岩手県循環型社会形成推進計画（第四次岩手県廃棄物処理計画）
（計画期間 平成28年度（2016年度）～2020年度）
- ・ 盛岡広域管内流域基本計画（計画期間 平成28年度（2016年度）～2025年度）

¹¹ 木質バイオマス（燃料）：木質ペレット、木質チップ、薪、製材加工の廃材等の木材由来の生物資源燃料

¹² 小水力：農業用水路等における落差と水の流下エネルギーを利用するものをいい、数十kW～数千kW（一般的には1,000kW以下）の比較的小規模な発電をするものを小水力発電という。

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

3 歴史と文化を継承しながら、新たなつながりや活力を感じられる地域づくりを進めます

(基本方向)

人口減少や少子高齢化が進行する中で、今後も生活の質の向上や経済の維持・発展を図るため、圏域内における共通する課題について、各自治体の特徴ある取組を生かすとともに、広域圏の強みを生かしながら、連携してまちづくりを進めます。

また、本県への新しい人の流れを生み出すため、市町や関係団体と連携のうえ、移住・定住を促進するとともに、移住された方々が様々な経済活動や地域活動の担い手として活躍できる環境を整備し、地域の活性化を図ります。

さらに、地域コミュニティ機能の維持・活性化を図るため、県民、企業、NPO、市町村や県などの多様な主体が連携し、住民主体の取組の支援や地域づくり活動をリード・サポートしていく人材を育成するとともに、若者・女性、高齢者等が住み慣れた地域で活躍できるような地域づくりを促進します。

加えて、外国人観光客の増加や国際リニアコライダー（ILC）実現を見据え、市町村や国際交流協会等と連携し、グローバルな視点を持つ人材の育成や外国人が訪れやすく暮らしやすい環境整備を進めます。

現状と課題

- ・ 圏域内における人口は、平成27年476,758人で平成22年481,699人と比べ1%減少しており、特に管内北部（八幡平市・葛巻町・岩手町）の人口減少（平成22年：50,968人→平成27年：46,391人、▲9.0%）が進んでいます。
また、2030年には年少人口（0歳～14歳）は平成27年（2015年）の79.7%に、生産年齢人口（15歳～64歳）は83.2%に減少する一方で、高齢人口（65歳以上）は116.5%に増加すると見込まれています。
特に、人口の社会減は、進学・就職期の県外への転出が主な要因であり、20代前半の女性の転出が顕著となっています。
- ・ 国の地方創生の施策に呼応し、県ではふるさと振興総合戦略を、市町においても地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地域の特性を生かした取組を進めています。
また、盛岡広域圏の一体的な発展を目指すため、みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン¹に基づく広域連携の取組や、隣県の市町等と連携した取組を推進しています。
- ・ 地方創生の動きの中で、地方に移住し、地域協力活動を行う地域おこし協力隊員²の配置（平成29年度：33名）など市町の移住促進施策が強化されるとともに、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を

¹ みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン：盛岡広域圏を構成する8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、葛巻町、紫波町、矢巾町）が、新たな広域連携の枠組みとして「連携中核都市圏」を形成し、広域圏の一体的な発展を目指すために策定したビジョン。

² 地域おこし協力隊員：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる「生涯活躍のまち」構想³に基づく新たなまちづくりの取組（八幡平市・雫石町）がみられます。

- ・ 人口減少・少子高齢化の進行により、地域コミュニティの機能低下が危惧されており、地域コミュニティ活動の衰退や参加率の低下、担い手不足が大きな課題となっていることから、年齢や性別に関係なく社会活動ができる仕組みづくりが求められています。
また、利用者の減少により住民の足である地域公共交通機関の減便や撤退が懸念されています。
- ・ 「オガールプラザ（紫波町）」など、公民連携による地域の拠点づくりが進んでいますが、今後人口減少・少子高齢化の進展に伴い、空き店舗や空き校舎などの増加が見込まれることから、遊休資産⁴の活用など地域に賑わいと活力を創出する取組が求められています。
- ・ 国際リニアコライダー（ILC⁵）については、ILC実現を見据えた機運醸成活動が行われているとともに、今後、ILC建設等に伴い、世界各国から、多くの外国人研究者と家族が来県し、県央圏域においても外国人の居住・交流が進むことが予想されることから、多文化共生型のまちづくりが求められています。
- ・ 近年、訪日外国人観光客が急増しているほか、ラグビーワールドカップ2019TM釜石開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も控えていることから、多様化する来訪者への対応を検討していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 広域連携の推進

- ・ 管内市町が進める「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に基づく取組を支援するとともに、管内市町のニーズを踏まえ、圏域や県境を越えた広域連携の取組を進めます。

② 移住定住の促進

- ・ 田舎暮らしに魅力を感じる人などに、管内市町と連携し、首都圏で開催される移住相談会でのPR活動等により、県央圏域の魅力を発信して岩手ファンの拡大を図り、移住定住を促進します。

③ 地域コミュニティ活動の活性化

- ・ 地域住民が主体となったコミュニティ活動を支援するほか、地域おこし協力隊員など地域づくりの新たな担い手として、地域外の人材の活用も視野に入れ、地域コミュニティ活動をリードする人材の育成を支援します。
また、人口減少・少子高齢化に伴う地域の問題解決を図るため、管内市町が進める「生涯活躍のまち」構想に基づく新たなまちづくりなどを支援することにより、内陸避難者や移住者など、新たに住民となった方も一体となった地域づくりを進めます。
- ・ 遊休資産などを活用した地域づくりや官民連携によるまちづくりの事例などの普及啓発を図るとともに、国の支援策等を効果的に活用し、住民自らが地域課題に取り組む地域運営組織の形成や「小さな拠点⁶」づくりを促進します。

³ 「生涯活躍のまち」構想：日本版CCRC構想有識者会議が取りまとめたもので、東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けられるような地域づくりを目指す考え方。

⁴ 遊休資産：何らかの事情によりその使用・稼働を休止している状態の資産。

⁵ ILC:International Linear Collider（国際リニアコライダー）の略。全長20～50kmの地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速、衝突させ質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模施設。

⁶ 小さな拠点：地域住民が主体となって、従来の集落の範囲や単一では続けていくことが難しい活動や事業を組み合わせることで、地域を維持していくための新しい仕組み。

また、住民のニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークを形成するため、市町が実施するコミュニティバス⁷など地域内交通の利用促進等の取組を支援します。

- ・ 地域の課題解決を目指して、各分野で活躍する若者・女性の主体的な地域づくり活動を支援するとともに、高齢者の経験や知見を生かした活動への支援を行います。

④ 多文化共生社会の実現を見据えた取組の推進

- ・ 県内市町村・他縣市町村や関係団体と連携しながら、県民への国際リニアコライダー（ILC）の普及啓発活動を強化するとともに、新たに県民が互いの文化や習慣の理解を深めるための取組を推進します。
- ・ 生活情報の多言語化や災害時における緊急対応など市町や国際交流協会などが進める国際化に向けたまちづくりを支援することにより、外国人が安心して快適に生活できる環境整備を進めます。
- ・ 外国人観光客を積極的に受け入れる宿泊、飲食事業者などの観光事業者の拡大を図るため、多言語表示やハラル対応等の受入環境整備を支援します。

（工程表と指標は最終案に記載）

県以外の主体に期待される行動

（住民・団体）

- ・ 地域コミュニティ活動への参加
- ・ コミュニティバスなど公共交通の積極的な利用
- ・ 移住者・外国人等新たな住民の受入理解
- ・ 移住者・外国人等新たな住民のサポート・交流

（企業）

- ・ 就職・仕事に関する情報の発信
- ・ 働き方改革の推進などによる移住者の受入態勢の整備
- ・ 安全な輸送サービスの提供と利便性向上に向けた取組の実施
- ・ 外国人従業員等への生活支援、日本語学習への配慮
- ・ 地域活動・交流機会等への参加奨励

（市町）

- ・ 地域コミュニティの育成・活性化
- ・ 地域住民と連携した地域課題の把握と課題解決に向けた取組の実施
- ・ コミュニティバスなどの地域内公共交通を確保する取組の実施
- ・ 地域おこし協力隊の活動サポート及び定着に向けた支援
- ・ 各種移住定住施策の実施
- ・ 国際リニアコライダー（ILC）建設等を見据えた外国人が訪れやすく暮らしやすい環境整備（多言語による生活情報等の提供、外国人等への生活支援・相談窓口の設置）

【関連する計画】

- ・ みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン（計画期間 平成28年度（2016年度）～2020年度）

⁷ コミュニティバス：地方自治体や地域の住民団体等が主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図ることなどを目的として運行される乗り合いバス。

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

4 過去の教訓を踏まえた防災対策を進めます

(基本方向)

激甚化・頻発化する洪水災害から生命や財産を守るため、人口や資産が集積している地域や近年被害を受けた地域の施設整備を進めるとともに、大規模な地震発生時に備え、木造住宅の耐震性の向上や主要な幹線道路における橋梁の耐震補強を推進します。

また、東日本大震災津波や近年の各種災害における経験・教訓を踏まえ、職員の能力向上を図るとともに、住民が自らの身を自ら守る意識の醸成、自主防災組織など、地域の安全を地域が守る体制の整備について、県、市町、住民、地域コミュニティ、事業者等が連携して取り組みます。

特に、管内8市町においては、地震・風水害・火山等の広域災害発生時における圏域市町の連携・協力体制を構築することにより、住民の安全・安心の確保と地域防災力の強化を図ります。

さらに、高病原性鳥インフルエンザ等発生時は迅速かつ適切な殺処分等の防疫措置の実施が求められることから、研修会等の実施を通じて、職員の対応力の向上に取り組みます。

現状と課題

- ・ 異常気象に伴う大規模かつ広域的な自然災害及びこれに伴う甚大な被害が発生していることから、洪水・土砂災害による被害を軽減する防災施設の整備のほか、住民の的確な避難行動を導く災害関連情報の充実や住民の防災意識の高揚、災害時における連携体制の構築などが求められています。
- ・ 平成26年8月に広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、平成26年11月に改正土砂災害防止法が成立し、基礎調査の結果の公表が義務付けられていることから、今後も引き続き危険性のある箇所を明らかにするとともに、土砂災害警戒区域¹等の指定を進め、警戒避難体制を整備する必要があります。
- ・ 東日本大震災津波による地震被害を教訓として、建物の耐震化の必要性が再認識され、今後発生する地震に備え木造住宅の耐震性の向上や橋梁の耐震化が求められています。
- ・ 大規模災害発生時における市町村間の相互応援体制については、全県で締結されている「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（平成8年（1996年）10月7日）」や、管内一部の市町が県内外の自治体と締結している協定があるものの、管内8市町間において相互に支援する体制がないことから、「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に基づき、2020年度を目途に相互支援を実現するための仕組みづくりについて調査・検討を行っています。
- ・ 全国的に火山活動が活発化していることから、平成30年3月に策定された「岩手山火山避難計画」に基づき、県、関係市町、関係機関等が連携し、適切な火山防災対策を行う必要があります。
- ・ 当管内においても家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ等発生への恐れがあり、危機管

¹ 土砂災害警戒区域：土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりが発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域。

理能力を強化していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 河川改修やダム建設による治水安全度の向上

- ・ 河川の氾濫による浸水被害等を未然に防止するため、木賊川、岩崎川、北上川（盛岡市川崎地区、岩手町沼宮内地区）、安比川等の整備を推進します。
- ・ 築川流域の安全性向上等に資する築川ダム建設を推進します。
- ・ 要配慮者利用施設や避難所、学校など公共的施設が立地する箇所や被災箇所の砂防施設や急傾斜地崩壊対策施設の整備を推進します。
- ・ 今後、岩手山で想定される噴火対策として、火山砂防施設の整備を推進します。

② 地震に強い社会資本の整備

- ・ 地震発生後の救助・救援活動などを迅速に行うため、緊急輸送道路1次路線や北上川横断部等重要路線の橋梁の耐震補強を推進します。
- ・ 既存建築物の耐震性の向上を図るため、特に木造住宅の耐震診断や耐震改修を促進します。

③ 市町、関係団体、地域住民との連携による防災対応

- ・ 土砂災害警戒時における避難が速やかにできるようにするため、市町、警察、水防団体、地域住民、ボランティアとの連携による土砂災害危険箇所の点検を行うとともに、岩手県風水害対策支援チーム会議の開催などにより地域と密接に連携しながら、増水時における避難や迅速・適切な防災対応を行います。
- ・ 管内市町が実施する防災訓練段階から職員（現地連絡員）を参加させ、災害発生時における情報収集・連絡調整能力や市町との連携強化を図るとともに、防災関係研修会の参加、実施等を通じて、職員の危機管理対応能力の向上を図ります。
- ・ 管内8市町が進める「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に基づき、県央圏域内で発生する自然災害への相互支援体制の仕組みづくりや市町が行う自主防災組織の育成・活性化の取組を支援します。
- ・ 岩手山火山防災協議会幹事会への参画を通じて、火山噴火に対する情報伝達や救助体制の構築等、避難及び救助活動等が効果的かつ安全に実施されるよう、各機関の協力体制づくりを支援します。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ等発生時に迅速かつ適切に対応するため、職員を対象とした研修会を実施するとともに、関係機関と連携した訓練を実施します。

④ 災害関連情報の充実強化

- ・ 水位周知河川²や洪水浸水想定区域³の指定を5か年の取組方針に基づき推進します。
- ・ 水位周知河川への水位監視カメラやその他河川への危機管理型水位計設置など監視機能を強化します。
- ・ 土砂災害防止法に基づく調査を踏まえた土砂災害警戒区域等の指定とその周知を図ります。

（工程表と指標は最終案に記載）

² 水位周知河川：洪水予報を行う時間的余裕がない河川のうち、洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川において、避難判断水位（市町村が避難準備情報を発表するための目安となる水位）や氾濫危険水位（洪水による災害の発生の恐れがあり、避難行動を起こす目安となる水位であり、市町村が避難勧告を発令する目安となる水位。特別警戒水位ともいう。）に達した場合、関係する市町村に通知するとともに、県民への周知として知事が指定した河川。

³ 洪水浸水想定区域：水位周知河川において、想定し得る最大規模の降雨により、その河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域。

県以外の主体に期待される行動

【防災対策】

(市町)

- ・国、市町等との連携による防災体制等の強化
- ・主要道路の地震時の安全対策
- ・住民の耐震対策への支援
- ・警戒避難体制の整備（地域防災計画への記載、ハザードマップの作成）
- ・広域災害発生時等における管内市町の相互支援体制の構築
- ・住民等の防災意識の醸成、自主防災組織の結成・活性化支援

(県民、NPO、企業等)

- ・防災意識の高揚
- ・自主防災組織の結成
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等
- ・所有する建築物の耐震化

【高病原性鳥インフルエンザ等対策】

(団体・企業等)

- ・高病原性鳥インフルエンザ等対策に係る資機材等の供給や作業支援

【関連する計画】

- ・岩手山火山避難計画（平成30年3月策定）
- ・みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン（計画期間 平成28年度（2016年度）～2020年度）

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

5 安心・快適な都市環境・生活環境をつくります

(基本方向)

道路改築や安全・安心な歩行者・自転車空間の整備を推進するとともに、市町と連携し、岩手医科大学附属病院へのアクセスを向上させます。

また、衛生的で快適な生活環境を確保するため、「いわて汚水処理ビジョン2017」に基づき、汚水処理施設の計画的な整備を進めるとともに、高齢化社会に対応した県営住宅の建替え、道路・橋梁などの老朽化した社会資本の効率的・計画的な維持管理を推進します。

さらに、住み良いまちづくりを進めるため、住民や自治会、企業、NPO、行政など多様な主体が参画し、それぞれの役割分担の下、協働によるまちづくりを進めます。

加えて、食中毒など、食品に起因する健康被害等の発生予防に努め、食の安全・安心を推進します。

現状と課題

- ・ 県内の交通渋滞箇所73箇所のうち51箇所が県央圏域にあり、渋滞の緩和対策を進めていく必要があります。
- ・ 自動車交通量が多く、路肩幅も狭いことから、歩行者・自転車への安全対策が必要となっています。
- ・ 盛岡市をはじめとする各市町の中心市街地では、ユニバーサルデザイン、景観に配慮したひとにやさしいまちづくりが求められています。
- ・ 2019年9月に移転する岩手医科大学附属病院へのアクセスルートの整備が求められています。
- ・ 道路・橋梁などの老朽化した社会資本の効率的・計画的な維持管理が求められています。
- ・ 県央圏域における平成28年度末の汚水処理人口普及率は90.7%と県平均の79.8%を上回っていますが、中心市街地以外における普及率は低く、地域格差がまだあります。
- ・ 腸管出血性大腸菌O157やノロウイルス等を原因とする食中毒や食品に起因する健康被害の発生に対応するため、食品営業者に対するHACCPの導入支援など、営業者の自主衛生管理の促進に取り組む必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 高次都市機能の充実

- ・ 主要地方道盛岡環状線「中鶴飼地区」などの道路改良により、市街地の円滑な交通や歩行空間の確保を図ります。
- ・ 一般県道大ヶ生徳田線「徳田橋」の架替えや一般県道不動盛岡線上矢次地区を整備し、岩手医科大学附属病院へのアクセスを向上させます。
- ・ 高齢社会化に対応した県営住宅の建替え・改善を推進します。

② 中心市街地の活性化

- ・ 管内市町が実施する中心市街地の賑わい創出の取組をソフト・ハードの両面から支援します。
- ・ 岩手医科大学附属病院の移転により、盛岡市の中心市街地に生じる跡地について、関係者による活用方法の検討に参画するなど、跡地利用の具体化に向けて支援します。

③ ユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりの推進

- ・ 「岩手県景観計画」に基づき、良好な景観の形成や違反屋外広告物の是正指導等に取り組みます。
- ・ ユニバーサルデザイン、景観形成、ひとにやさしい住宅・建築物の整備促進や普及啓発に取り組む関係機関等の活動を支援します。

④ 安全・安心な歩行空間及び自転車通行空間の確保

- ・ 一般県道雫石東八幡平線「長山地区」や一般県道渋民田頭線「大更地区」の歩道整備、一般県道大ケ生徳田線「徳田橋」架替事業、一般国道 456 号・主要地方道紫波江繋線「星山地区」の道路改築などにおいて、歩行空間の確保を推進します。
- ・ 自転車通行帯を明示することにより自転車通行空間を確保し、歩行空間との分離を図ります。

⑤ 汚水処理施設の計画的な整備

- ・ 市町の汚水処理事業や個人が設置する浄化槽への財政支援を行い、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の整備を推進します。

⑥ 社会資本の計画的な維持管理

- ・ 過去に整備された道路や河川などの社会資本の老朽化が進行していることから、大規模施設等に関しては各種修繕計画等に基づき施設の長寿命化や更新を計画的・効率的に進め、一般の施設に関しては、定期的な点検と日常のメンテナンスにより、将来にわたってその機能が確保されるよう適切な維持管理を推進します。
- ・ 道路や河川の愛護団体や地域住民と協働しながら、身近な道路や河川敷などの維持管理に取り組みます。
- ・ 建設業の担い手を育成・確保するため、情報通信技術（ICT）による建設現場の生産性向上や、休日の拡大等による働き方改革などを促進し、建設業における労働環境の改善等を支援します。

⑦ 食の安全・安心の推進

- ・ HACCP の義務化に向けて、関係団体等と協働して食品営業者に対する HACCP の考え方に基づく衛生管理の導入支援に取り組みます。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

- (国)
 - ・ 国道 46 号（盛岡西バイパス）の 4 車線化
- (市町)
 - ・ 街路や歩道の整備、無電柱化の推進
 - ・ 公共下水道等の整備
- (事業者等)
 - ・ 食品営業者の自主衛生管理の推進

【関連する計画】

- ・ 汚水処理ビジョン2017（計画期間 平成30年度（2018年度）～2025年度）
- ・ 岩手県橋梁長寿命化計画

【振興施策の基本方向】

**Ⅱ I T 産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、
競争力の高い魅力のある産業が展開している地域**

産業の特性や地域資源を生かし、産学官金連携によるイノベーションの創出や観光・食・スポーツを連携させた交流の促進、持続可能な農林業の振興を図るとともに、岩手県で育った人材が地元で働き、定着することができる取組などを進めます。

指標項目

- ① 情報サービス産業の売上高
 - ② ものづくり関連産業分野の製造品出荷額
 - ③ 観光入込客数
 - ④ 食料品製造出荷額
 - ⑤ 農畜産物の産出額
 - ⑥ 農村交流人口
 - ⑦ 木材生産産出額
 - ⑧ 再造林面積
 - ⑨ 原木しいたけ（乾生）植菌本数
 - ⑩ 圏域高卒者の管内就職率
 - ⑪ 物流・交流の基盤となる道路の整備率
- などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
6 産学官金連携による I T 産業の育成やものづくり産業の振興に取り組みます	① 盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づく企業集積の推進
	② 地域産業を支える人材の確保・育成
	③ I T ・ものづくり産業の幅広い産業分野への参入促進、起業・創業の支援

7 観光・食・スポーツを連携させた交流促進により地域経済を活性化します (1) 観光産業	① 魅力ある観光地づくりと観光客受入環境の向上
	② 効果的な情報発信による誘客の促進
	③ 国際観光の推進
	④ スポーツツーリズムの推進
(2) 食産業	① 食産業・地場産業事業者の経営改善と中核人材の育成
	② 商品の高付加価値化及び販路拡大に向けた取組の支援
	③ 県産食材の地産地消促進と物流の支援
	④ 海外への販路拡大に取り組む事業者の支援
	⑤ 観光等と連携した食産業・地場産業の振興
8 米・園芸・畜産のバランスがとれた農業の持続的発展と活力のある農村づくりを進めます	① 次世代の地域農業を担う経営体の育成
	② 生産性・市場性の高い産地づくり
	③ 農村の地域活動の促進
9 森林資源の循環利用促進ともうかる林業・木材産業の構築を進めます	① 森林資源の循環利用及び担い手の育成・確保
	② 地域材の利用促進
	③ 原木しいたけ産地の再生
10 地域産業の特性に応じた産業人材の確保・育成とやりがいを持って働くことができる労働環境の整備を進めます	① 地域産業を支える人材の確保・育成
	② 若年者等の就業支援と人材の確保
	③ 企業における雇用・労働環境整備の促進
	④ 多様な雇用の場の確保と就労に向けた支援
11 産業経済活動を支える交通ネットワークを整えます	① 物流・交流ネットワークの整備
	② 沿岸地域の復興・振興を支える道路の整備
	③ 医療機関への救急搬送ルートを整備

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

6 産学官金連携によるIT産業の育成やものづくり産業の振興に取り組みます

(基本方向)

盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づき、学術研究機関、産業支援機関の集積などの県央圏域の特性を生かし、市町や関係機関と連携し、産業集積を促進します。

IT¹産業と北上川流域のものづくり産業との連携促進により、第4次産業革命技術の導入促進を図り、国際リニアコライダー（ILC）関連産業をはじめとした他産業への参入を促進します。

学術研究機関、産業支援機関、高等教育機関など関係機関との連携により、第4次産業革命²を担う人材を育成するほか、地元定着を促進するとともに、市町や関係機関と連携し、起業・創業を促進します。

現状と課題

- ・ 県央地域には、岩手大学、岩手県立大学などの学術研究機関や、岩手県工業技術センターやいわて産業振興センターなどの産業支援機関があり、本県の産業振興に大きな役割を果たしています。
- ・ 岩手大学構内の盛岡市産学官連携研究センター、岩手県立大学に隣接した滝沢市IPUイノベーションパーク、盛岡市・八幡平市の貸工場の整備、岩手流通センターや盛岡貨物ターミナルなど産業立地基盤が充実し、IT産業、ものづくり産業の集積が進んでいますが、引き続き、企業誘致や起業・創業の支援を促進していく必要があります。
- ・ 盛岡市は新たに道明地区に工業用地の整備を進めており、ヘルスケア産業、医療福祉機器関連産業の集積を目指しているほか、滝沢市は経済産業省の地方版IoT推進ラボ³に認定されるとともに、IT産業の集積を進めています。
- ・ 盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づき、県央圏域内の40区域を企業立地の重点区域に設定するとともに、首都圏での立地セミナーの開催などを行っており、引き続き、緊密な連携の下に、産業集積に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・ 平成28年における全県のIT産業の売上高は338億円、平成28年における県央圏域のものづくり関連産業分野の製造品出荷額は1,232億円となっており、ものづくり分野においては世界同時不況前の水準まで回復していないことから、新技術開発の取組を進めるとともに、最新の技術や情報化に対応した専門的知識、技術を有する人材の育成・確保を支援するほか、新事業に挑む意欲ある事業者を支援していく必要があります。
- ・ 盛岡広域には、全県の6割に当たる情報処理関連産業が集積していますが、平成27年にお

¹ IT: Information Technology (情報技術) の略。ICT (Information and Communication Technology) とほぼ同義の意味を持つが、このアクションプランにおいては、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着用する場合をICTと、区別して用いる。

² 第4次産業革命: 人工知能(AI)やIoT、ロボットなどのIT技術によって、製造業を中心に産業構造を大きく転換しようとする動き。

³ 地方版IoT推進ラボ: 経済産業省、IoT推進ラボ、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が選定する地域におけるIoTプロジェクト創出のための取組。

ける全県のソフトウェア業年間売上高128億円のうち、受注ソフトウェア開発が116億円を占めているなど、受託業務が中心のため、受託元の動向に左右されます。

- ・ 北上川流域において自動車や半導体関連産業を中心とした産業集積が進み、新たな雇用の創出とこれに伴う人口の増加が見込まれることから、管内に集積するIT産業と北上川流域のものづくり産業の企業間連携、産学官連携、医工連携等の多様で広域的な連携が求められているほか、新商品の開発や生産性の向上につながる第4次産業革命技術の導入を進めていく必要があります。
- ・ いわて加速器関連産業研究会、いわて組込みシステムコンソーシアム、いわて医療機器事業化研究会等の設立により、産学官金連携、県内企業の技術力向上、取引機会の拡大等が期待される一方で、産業人材の不足による生産の停滞なども懸念されます。

県が取り組む具体的な推進方策

① 盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づく企業集積の推進

- ・ 盛岡広域地域産業活性化基本計画に基づき、市町や在京盛岡広域産業人会などの関係団体と連携して、企業誘致のための首都圏での企業立地セミナーの開催や関連イベントへの出展などに取り組みます。
- ・ 県央圏域に集積する学術研究機関や産業支援機関に加え、岩手流通センターや盛岡貨物ターミナルなどの産業立地基盤を生かした企業集積を促進します。
- ・ 県全域を対象とした地域未来投資促進法に基づく基本計画において示された、成長ものづくり分野、第4次産業革命分野、ヘルスケア・教育サービス分野等の企業に対して、地域経済牽引事業計画の策定を支援します。

② 地域産業を支える人材の確保・育成

- ・ 学術研究機関や産業支援機関、高等教育機関、市町、商工指導団体、北上川流域ものづくりネットワークなどとの連携により、第4次産業革命を担う人材の育成を支援します。
- ・ 中堅人材を確保するため、首都圏等で開催している岩手IT県人会について、県南広域振興局と新たに連携した取組を進めていきます。
- ・ 大学等が行っているキャリア教育¹の講師のコーディネート等を行うことで、管内就職・定住の意識を高めます。
- ・ 管内企業を紹介するガイドブックを作成し、管内高等学校へ設置するほか、ホームページに公開することで、地元企業の情報を広く発信し、地元企業の認知度向上及び人材確保を支援します。
- ・ 高校生等を対象とした出前授業、工場見学等を実施し、地元企業の認知度向上及び人材確保を支援します。
- ・ 人材育成・定着支援員を設置し、地元定着に効果的な情報を企業及び学校等の双方向へ提供します。

③ IT・ものづくり産業の幅広い産業分野への参入促進、起業・創業の支援

- ・ 産業支援機関と連携しながら、管内に集積するIT企業と北上川流域のものづくり企業とのマッチングによる取引拡大を支援するとともに、第4次産業革命技術の導入による生産性向上、付加価値向上、新商品の開発、地域課題解決のための取組を促進します。
- ・ 岩手大学や岩手県立大学などとの産学官連携を一層強化するとともに、岩手医科大学などとの医工連携により、新事業の展開を支援します。
- ・ 国際リニアコライダー（ILC）の実現を見据えて、いわて加速器関連産業研究会と連携

¹ キャリア教育：児童生徒が自己のあり方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育活動全体で、計画的・組織的に育むもの。

し、加速器関連産業への参入に関する情報の発信や研究会が開催するセミナーへの管内企業の積極的な参加を促進します。

- ・ 市町や商工指導団体、産業支援機関と連携し、各種事業を活用しながら、中小企業等経営強化法等に基づき、中小企業者の経営革新に係る事業活動を支援するとともに、起業・創業を支援します。
- ・ 商工会議所・商工会が、小規模支援法に基づき国の認定を受けた経営発達支援計画に基づく取組と連携し、小規模事業者等の経営の改善や経営の再構築を支援します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(企業等)

- ・ 大学との共同研究
- ・ 新技術・新製品開発
- ・ 販路開拓
- ・ インターンシップ等の受入れ など

(大学・産業支援機関等)

- ・ 産業人材の育成
- ・ 企業等との共同研究
- ・ 市町との連携
- ・ 起業・創業の支援
- ・ 企業間取引支援
- ・ 資金支援 など

(市町)

- ・ 産学官連携施設の活用、産業立地基盤等の整備
- ・ 企業等との産学官金連携、起業・創業の支援
- ・ 企業誘致活動、優遇措置 など

【関連する計画】

- ・ 盛岡広域地域産業活性化基本計画（計画期間 平成29年度（2017年度）～2021年度）

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

7-1 観光・食・スポーツを連携させた交流促進により地域経済を活性化します(観光産業)

(基本方向)

県央圏域の自然や温泉、食、スポーツアクティビティなど、多彩な地域資源を活用した滞在・周遊型観光を推進するとともに、外国人観光客の増加や国民のライフスタイルの変化に伴い、多様化する観光ニーズに対応したサービスの提供など受入環境整備を促進し、観光客の満足度が高く、リピーターの増加につながる魅力ある観光地づくりに取り組みます。

また、スポーツ団体や観光業、自治体等が一体となり、自然や施設等の地域資源を活用したスポーツ合宿・大会の誘致やスポーツアクティビティの開発・普及により、国内外からの誘客を図り、スポーツツーリズムによる交流人口の増加と地域の活性化を推進します。

現状と課題

- ・ 県央圏域の観光客入込数は、東日本大震災津波前の水準よりは上回っているものの、ここ数年では横ばい傾向にあります。
また、教育旅行客入込数は、東日本大震災津波前の水準を上回っていますが、北海道からの入込客数は、県全体として、東日本大震災津波前の70%程度に留まっています。
- ・ 観光地域づくりの実施主体として設立されたDMO¹等と連携した観光振興に取り組む必要があります。
- ・ 県央圏域は、岩手山、八幡平などの優れた自然などの観光資源に恵まれており、それらの資源を活用したスポーツアクティビティの掘り起こしや磨き上げによる、スポーツツーリズムの推進が期待されています。
- ・ 日本の人口が減少傾向にあるなか、観光振興により交流人口を拡大するためには、外国人観光客の更なる誘客と閑散期対策や滞在の長期化等に向けて、食・文化・スポーツなどを観光素材に活用した新たな魅力づくりが必要です。
- ・ 秋田県際地域と連携した「桜と雪の回廊キャンペーン」や「紅葉と温泉キャンペーン」など、観光客の周遊化を促進する事業が展開されています。
- ・ 新設された宮古-室蘭を結ぶフェリー航路を活用した修学旅行の提案や本県ならではの魅力をPRしていく必要があります。
また、フェリー就航やいわて花巻空港と台湾を結ぶ国際定期便の就航による新たな観光客等の流れを見据えた二次交通の確保や、交通ネットワークの情報発信が必要です。
- ・ 外国人観光客は台湾からの観光客が大きく増加（平成29年：前年比62.7%増）しているほか、タイなど東南アジアやオーストラリアからの観光客も増加し、平成29年の外国人観光客入込数は117千人回（前年比58.5%増）となっています。

¹ DMO：Destination Marketing/Management Organization の略。観光地域づくり推進法人。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり等を地域で主体となって行う観光地づくりの推進主体。

- ・ 環境省が、国立公園を訪れる外国人旅行客の増加を目指して取り組む「国立公園満喫プロジェクト²⁾」に十和田八幡平国立公園が選定されています。
十和田八幡平国立公園をナショナルパークとして、世界に発信していくためには、国と連携を図るとともに、地域が観光素材の磨き上げなどに取り組むことが必要です。
- ・ 全国における訪日外国人の旅行形態は、個人手配によるものが、平成22年の56.4%から平成29年には80%に増加するなど、旅行スタイルが変化しています。
- ・ 今後も増加が見込まれる様々な国からの観光客の受入に備え、多言語による情報発信やコミュニケーション力の向上、多様な文化、慣習、宗教などに配慮した対応が重要になっています。
- ・ 管内各市町においては、ラグビーワールドカップ2019TM釜石開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成イベントの開催やホストタウンをはじめとする事前合宿の誘致活動・受け入れ等により、スポーツを通じた国内外との交流が活発になってきています。
また、各市町においては、首都圏で開催されているスポーツ関連商談会や合宿相談会等を通じて、地域のスポーツ施設を活用したスポーツ合宿やスポーツ大会の誘致に積極的に取り組んでいますが、競合する他地域との差別化が課題となっています。
- ・ 中国では、2022年の冬季オリンピックの開催に向けてスキーなどの冬季スポーツ愛好者が増加しており、本県に来訪する中国人スキー客も増加傾向にあります。
中国人を含めた外国人スキー客には、滞在中に複数のスキー場や、宿泊施設以外の飲食店、土産店等を訪問したいとのニーズがあり、そのニーズに沿った交通アクセスなどの周遊環境を整備することにより、観光消費額の拡大が期待されます。
- ・ 連携の動きとして、「盛岡広域スポーツコミッション³⁾」と「いわてスポーツコミッション⁴⁾」が設立され、スポーツ大会・合宿の誘致活動やスポーツ情報の一元的な発信など、スポーツツーリズムの推進に向け、広域による取組が進められています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 魅力ある観光地づくりと観光客受入環境の向上

- ・ 滞在型観光を推進するため、盛岡・八幡平エリアにおいて、「桜と雪の回廊」に代表される自然の魅力や豊富な温泉資源、地元食材、産業、文化など県央圏域の強みを活用し、四季の魅力を体感できるイベント開催の支援や、酒蔵ツーリズムの推進など、滞在しながら楽しめる観光メニューづくりに取り組みます。
- ・ 宮古一室蘭間フェリー就航を契機とし、沿岸地域と内陸を周遊する新たな観光ルートを確立するため、地域で取り組む体験型観光素材を生かした修学旅行誘致や、観光周遊モデルのPRに取り組みます。
- ・ 観光による地域活性化を図るため、観光地づくりに取り組むDMO等との連携体制を強化し、市町境を超えた観光施設で利用可能な共通クーポンの販売等、地域観光資源を広域的に活用する取組を促進します。

²⁾ 国立公園満喫プロジェクト：日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に、環境省が平成28年度（2016年度）から2020年度までの間、全国から8カ所選定された国立公園において、訪日外国人を引き付ける事業を計画的、集中的に実施する取組。選定された国立公園には、岩手、秋田、青森の三県にまたがる十和田八幡平国立公園が含まれる。

³⁾ 盛岡広域スポーツコミッション：希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の遺産を確実に未来に引き継いでいくため、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町がそれぞれの自立性を尊重しつつ、相互に連携・協調してスポーツツーリズム等の取組を通じた盛岡広域圏の魅力の発信と賑わいの創出を図ることを目的として、平成29年3月に設立された団体。

⁴⁾ いわてスポーツコミッション：岩手県のスポーツ資源と観光資源を生かし、スポーツ大会やスポーツ関連イベント等の誘致、スポーツツーリズムの推進等を官民の関係機関・団体が一体となって取り組み、交流人口の拡大等による地域活性化を図ることを目的として、平成29年10月に設立された団体。

- ・ 観光施設や宿泊・飲食施設等における観光客のニーズに即した受入環境の整備と外国人観光客への対応力の向上を図るため、セミナー等を開催し、観光人材の育成に取り組みます。
 - ・ 観光客のニーズを踏まえた交通手段の充実を図るため、滞在先と飲食施設の多い地域を結ぶ二次交通の運行支援等、市町や交通機関と連携した取組を推進します。
- ② 効果的な情報発信による誘客の促進
- ・ 観光客目線の広域的な観光情報を発信するため、秋田県際地域や県内隣接広域圏と連携した県外での観光PRや誘客イベントの開催などによる知名度の向上に取り組みます。
 - ・ 個人旅行者向けの観光情報を充実させるため、市町や岩手県観光協会と連携し、家族や少人数で旅行する観光客が訪れやすい観光情報の紹介など、きめ細かな情報発信に取り組みます。
 - ・ 東京2020パラリンピック開催を契機に、本県に障がい者の観光目的の来訪を促進するため、福祉関係機関、観光関係事業者等と連携して、観光施設等でのユニバーサルデザイン対応状況の情報発信の支援に取り組みます。
- ③ 国際観光の推進
- ・ 台湾からの誘客に重点的に取り組むとともに、タイなど新たな市場からの誘客につなげるため、市町や観光事業者等と連携した国際旅行展等への出展をはじめ、新たに海外メディア、ブロガー等を活用した魅力発信に取り組みます。
 - ・ ラグビーワールドカップ2019TM釜石開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、岩手県観光協会等と連携して、情報通信技術（ICT⁵）やSNS⁶を活用した多言語による観光PR動画や外国人観光客が一人歩きできるような交通アクセス方法など観光情報の提供に取り組みます。
 - ・ 言語、文化、慣習等の違い、宗教上の理由から生じる外国人観光客の多様なニーズ（イスラムの食事や礼拝等）やLGBT⁷ツーリズム等に対する理解を深めるため、観光事業者等を対象にしたセミナーを開催します。
 - ・ 2022年に中国で開催される冬季オリンピックに向けて、本県のスキー場など冬季スポーツ施設を積極的に情報発信するなど、冬季スポーツ愛好者の誘客を促進します。
- ④ スポーツツーリズムの推進
- ・ ラグビーワールドカップ2019TM釜石開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機とした事前合宿の誘致やホストタウンの取組等を支援するとともに、これらの大会のレガシーの継承のため、いわてスポーツコミッションや盛岡広域スポーツコミッションと連携し、スポーツ団体やNPO、企業等が行うスポーツ合宿や大会の誘致活動を支援します。
 - ・ スポーツ大会を活用したスポーツツーリズムツアー商品の造成や、自然景観などの魅力を活用したスポーツアクティビティの開発等を支援し、地域の特色を活かしたスポーツツーリズムの推進を図ります。
 - ・ スポーツツーリズムにより地域経済の活性化を図るため、スポーツ団体や観光関連事業者等を対象としたセミナーの開催等を通じ、地域全体での取組につながる普及啓発を進めます。

（工程表と指標は最終案に記載）

⁵ ICT：Information and Communication Technology の略。IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。

⁶ SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のWebサービスの総称。

⁷ LGBT：性的指向及び性自認に関し、次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉。L：女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）、G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）、B：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル）、T：こころの性とからだの性との不一致（Transgender：トランスジェンダー）

県以外の主体に期待される行動

(企業等)

- ・地域資源を生かした新たな観光の魅力創出・旅行商品造成
- ・旅行者の満足度を高めるおもてなしの実践
- ・二次交通など受入環境の整備
- ・イベント企画開催
- ・イベントへの協賛や後援
- ・スポーツ合宿・大会等の誘致活動とその支援・

(市町・観光協会・スポーツコミッション・DMO)

- ・地域観光施策の企画、コーディネート、実施
- ・地域資源を生かした魅力ある観光地づくりと情報発信
- ・地域内の二次交通の整備促進
- ・スポーツ合宿・大会等の誘致活動
- ・スポーツツーリズムに向けた取組の実施

(大学)

- ・調査研究
- ・人材育成

(住民)

- ・観光地づくりへの参画
- ・スポーツ大会・イベント等への積極的な観戦や参加
- ・スポーツボランティア等としての積極的な参画

【関連する計画】

- ・みちのく岩手観光立県第3期基本計画（計画期間 2019年度～2022年度）
- ・いわて国際戦略ビジョン（計画期間 平成29年度（2017年度）～2021年度）

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

7-2 観光・食・スポーツを連携させた交流促進により地域経済を活性化します(食産業)

(基本方向)

専門家を活用したカイゼンの取組支援により、事業者の生産性向上の強化を図るとともに、異業種交流セミナー等の開催による若手事業者の連携を強化しながら、食産業、工芸関連事業者の人材育成を図ります。

また、商品の高付加価値化に向けて、いわて希望応援ファンド等補助制度及び専門家活用による新商品開発をはじめ、観光産業や流通業など他産業との連携により、雇用にもつなげる新たなビジネスモデル¹の創出支援及び産業の育成を図ります。

さらに、地域の生産者と消費者・飲食店等の交流を促進することで、地産地消による地域内連携や沿岸等の他地域との広域連携の強化を図ります。

加えて、県外の百貨店、ホテル、飲食店等のほか、管内を訪れる観光客に対して、特色ある食や工芸などの情報発信を行うとともに、それらの資源を活用した様々な取組を促進することにより地域経済の活性化に繋がります。

現状と課題

- ・ 県央圏域は、盛岡市を中心とした県内最大の食料消費地であるとともに、農業産出額が県全体の約3割を占める農業地帯となっています。
- ・ 食料品製造業は、平成27年において、管内の事業所数の24.9%、従業員数の34.8%、製造品出荷額では34.5%を占める主要分野となっています。
- ・ 専門家を活用した、食産業事業者に対するカイゼンの取組支援により、生産性の向上や人材育成に向けた取組が行われています。
- ・ 人口減少傾向の中で、活力ある地域内の若手事業者、とりわけ地域の食産業をリードする人材を支援するとともに、これに続く人材をさらに増やし育成していく必要があります。
- ・ 主要な販路である国内マーケットが縮小傾向にある中、競争力を確保するため、商談会や物産展の開催等を通じて、売れる商品づくりや新たな販路の開拓が求められています。
- ・ 南部鉄器や安比塗などの伝統工芸産業は、従事者の高齢化に伴う後継者不足、ライフスタイルの変化や安価な定量生産品の普及による需要の低迷が課題となっている一方、伝統技術を継承しながら現代の用途に合わせた新しいものづくりの取組が行われています。
また、2019年度に、盛岡、滝沢両市を会場に「第36回伝統的工芸品月間国民会議全国大会」が開催予定であり、管内の伝統工芸産業を国内外に発信する絶好の機会として期待されています。
- ・ 県産食材の地産地消の取組を推進するため、平成30年度からスタートしている現在の小口物流ルートの新たな開拓などを通じて、県央圏域内等の生産者と飲食店、小売店などの更な

¹ ビジネスモデル：企業が継続的に売上や利益を生み出す仕組みのこと。生産者と食品製造業者が連携を強化し、加工用農産物の生産・販売等の取組、流通業と連携した付加価値商品の販売、外食産業と連携したメニューの提案などが例として挙げられる。

る交流拡大に取り組む必要があります。

- ・ 経済成長が著しいアジア諸国をはじめとする海外展開に取り組む食産業や地場産業事業者を支援するため、海外の流通業者等とのネットワークを活用しながら、消費者目線の商品の改良など、商品力の向上に向けた取組が必要となっています。
- ・ 生産者や加工業者、流通業者などの異業種交流ネットワークから新たな商品開発の取組が行われるとともに、これら食産業の若手グループなどによる地域活性化のプロジェクトの活動が拡大しています。
- ・ 特色ある多彩な食材や魅力ある工芸等地場産業を効果的に活用し、地域経済の活性化につなげるため、引き続き、商工団体などの関係団体や市町と連携した取組を進めるとともに、観光産業や流通業など、より多様な分野との連携を進めていく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 食産業・地場産業事業者の経営改善と中核人材の育成

- ・ 商品の高付加価値化やカイゼンによる生産性向上など、経営改善に取り組む食産業・地場産業関連等事業者に対し、産業創造アドバイザー²などの専門家派遣や関係機関との連携によるきめ細かい支援に取り組めます。
- ・ 意欲ある若手事業者（生産者、食品製造業者及び飲食店等）による、6次産業化³や農商工連携の自主的プロジェクトなど、ビジネス化に向けた取組を支援するとともに、セミナーの開催等を通じて次代を担う中核人材の育成に取り組めます。
- ・ 地域の農村資源等を活用した産直や農畜産物加工・企業等の農村ビジネスの振興を図るため、経営管理能力の向上等の支援に取り組めます。

② 商品の高付加価値化及び販路拡大に向けた取組の支援

- ・ 商品の高付加価値化等に取り組む事業者に対し、専門家による指導・助言をはじめ、産業支援機関等との連携によるいわて希望応援ファンド等の補助制度の活用などを通じて、食や工芸における消費者ニーズを踏まえた新商品の開発や販路拡大に向けた支援に取り組めます。
- ・ 食や工芸の県外商談会の出展支援や首都圏シェフ等の産地視察及び交流会の実施などにより、県外への販路拡大を促進します。
- ・ 販路拡大に取り組む事業者に対し、専門家と連携しながら、ネットショップの立ち上げなど、IT技術を活用した情報発信の支援に取り組めます。
- ・ 2019年度に、盛岡、滝沢両市を会場に開催予定の「第36回伝統的工芸品月間国民会議全国大会」を好機に、県央圏域の伝統工芸産業の魅力を県内外に情報発信するとともに、関係団体や市町と連携し、新商品の開発支援や県央圏域内の県民にその価値と日常生活への取り入れ方を提案するなど、販路の拡大を図ることにより産業の活性化を図ります。

③ 県産食材の地産地消促進と物流の支援

- ・ 生産者と飲食店をつなぐ地域内流通の促進と販路拡大を図るため、食産業事業者（生産者及び食品製造業者）と県央圏域内飲食店の商談会の開催や地域食材の新たな商品化など地産地消の支援に取り組めます。
- ・ 地域の生産者から飲食店へ顔が見える形で旬な食材を提供するとともに、特色ある県産農林水産物の地産地消を促進するため、管内外への小規模物流システムの利用促進と新たなルート開拓支援に取り組めます。

² 産業創造アドバイザー：新商品開発や販路開拓等について指導・助言を行う者として岩手県が委嘱している各分野の専門家のこと。

³ 6次産業化：農林水産業（1次産業）が、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）を取り入れ、経営の高度化・多角化を進める取組（1次、2次、3次のそれぞれの産業分野が密接に結びついた形態）。

④ 海外への販路拡大に取り組む事業者の支援

- ・ 海外への販路拡大を希望する事業者を支援するため、県内で開催される海外展開向けの商談会を通じた県産農畜産物及び加工品等の商品力向上や台湾などでの物産展の開催、輸出支援などに取り組みます。

また、地域商社機能を有する岩手県産物や海外商社など、ビジネスパートナーとの連携を強化し、海外への販路拡大に取り組む小規模事業者の支援に取り組みます。

⑤ 観光等と連携した食産業・地場産業の振興

- ・ 産業創造アドバイザーなどの専門家や産業支援機関等との連携により、生産者を含めた食産業・地場産業事業者と観光・流通・IT産業などの他産業間で幅広い交流機会の創出につながるネットワークを拡大することにより、新たな事業展開を推進します。
- ・ 県北沿岸と県央地域を結んだ「塩の道」を軸として、当該地域の特色ある食産業とそれを形作った歴史文化のPR、トレイル等スポーツ、観光の連携による地域活性化を目的とした取組を支援します。
- ・ 沿岸地域と連携した食産業イベントの開催の支援、生産者と連携した農業体験等のアクティビティを目的とした旅行商品素材の発掘の支援に取り組むなど食や工芸と観光の連携を強化します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(事業者)

- ・ 異業種交流ネットワーク組織への積極的な参画
- ・ 工程改善等生産性向上の取組
- ・ 新製品開発、販路の確立、ブランド化
- ・ 国内外への販路拡大支援

(関係団体・市町)

- ・ 異業種交流ネットワーク組織への積極的な参画
- ・ 新商品開発、販路の確立、ブランド化の支援
- ・ 経営力向上の支援

(市町)

- ・ 異業種交流ネットワーク組織への積極的な参画
- ・ 地域内の産業振興施策の企画・調整
- ・ 食材情報の蓄積、発信

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

8 米・園芸・畜産のバランスがとれた農業の持続的発展と活力のある農村づくりを進めます

(基本方向)

経営規模の拡大、労働生産性の向上及び農畜産物の高付加価値化等により所得の向上を図るとともに、若者の就農機会の拡大や女性の積極的な経営参画を促進します。

また、生産基盤の整備及び維持・保全を計画的に推進するとともに、省力・高品質生産を実現するスマート農業¹や経営改善につながる農業生産工程管理（GAP）²の導入を推進し、国内外に通用する安全安心で競争力のある産地づくりを進めます。

さらに、担い手と地域住民との協働による農村資源の維持保全に向けた取組を支援するとともに、農村資源の魅力を生かした農村ビジネス³を支援します。

現状と課題

- ・ 平成28年の農畜産物の産出額は740億円で、畜産物価格の堅調な推移により、平成26年から約93億円増加しています。
- ・ 農業就業人口は、平成22年から平成27年までの5年間で3,832人（18%）減少し、平成27年は17,435人となっており、認定農業者数も平成29年度末で1,859人と漸減しています。
- ・ 新規就農者数は、平成29年度は77人、平成25年度から平成29年度までの5年間で累計341人（平均68人/年）確保されており、就農の形態は法人等への雇用就農が増加しています。
一方、農業就業人口の減少に加え、65歳以上の割合は平成22年から平成27年までの5年間で57.8%から60.6%となり、一層高齢化が進んでいることから、多様な担い手の確保・育成を強化する必要があります。
- ・ 販売額3,000万円以上の経営体数は、平成22年から平成27年までの5年間で12経営体増え、平成27年は179経営体となっており、増加傾向にあります。
- ・ ものづくり産業の「カイゼン⁴」や作業管理ソフト等の情報通信技術（ICT）技術を導入し、生み出された時間や労力により、経営規模の拡大等に取り組む担い手が出てきています。
- ・ 担い手への農地利用集積面積は、平成29年度までに25,225ha、集積率56.8%となっており、農地集積にかかる制度事業の活用や農地整備事業との連携の強化などにより、更なる集積を進めていく必要があります。
- ・ 水田整備率（30a程度以上：平成27年度まで）は57.2%と、県平均（51.6%）を上回っているものの、全国平均（64.7%）より低く、農地の利用集積・集約化の加速や担い手の育成、水田フル活用等に向け、ほ場整備の一層の推進が必要です。
- ・ 耕地面積は44,410haで、県全体の29%を占め、平野部から山間地帯までの多様な立地条件を有しています。キャベツ・ほうれんそう・りんどうなど、県を代表する産地が形成され、

¹ スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代農業を指す。

² 農業生産工程管理（GAP）：農業者自らが、栽培準備から出荷・調製までの各段階で、記録、点検・評価により、食品安全、環境保全、農産物の品質、労働安全等を改善する生産工程管理手法。

³ 農村ビジネス：農村の地域資源を活用した、産直や農家レストラン、農家民宿などの取組。

⁴ カイゼン：作業効率向上や安全性確保などを目的に、主に製造業の生産現場で行われる問題解決の取組。

園芸作物の販売額が県全体の4割を占めています。

また、乳用牛飼育頭数が県全体の約半分を占める酪農地帯でもあり、米、園芸、畜産のバランスのとれた産地を形成しています。

- 管内の農畜産物の輸出は、りんどうのほか、リンゴがタイ、ベトナムに加え、平成29年に台湾に、平成30年にカナダに輸出されるなど、販路拡大の好機となっています。
- 基幹的な農業水利施設の多くが耐用年数を経過し、更新対策を進めてきたところですが、今後においても、水路やため池等の整備による安定的な農業用水の確保が必要となっています。
- 県央圏域の農地の74%を占める中山間地域の人口減少により、集落機能はもとより、多面的機能を有する農村資源の維持や生産活動の継続が困難になるおそれがあることから、担い手のみならず、兼業農家等を含めた地域住民が有する能力を最大限発揮し、活力ある農村づくりを進める必要があります。
- 中山間地域の集落等が、地域の目指す姿及びその実現に向けた取組等を定めた「地域ビジョン」を策定し、外部ボランティア等の参加・支援も得ながら地域の活性化を図る取組例が見られることから、引き続き、取組の拡大を図る必要があります。
- 中山間地域等直接支払交付金に係る協定が管内145地域（平成29年度）で締結されているほか、農地維持（共同）活動に係る多面的機能支払交付金が211組織、対象面積18,661ha（カバー率45%：平成29年度）に交付されるなど、地域協働による生産基盤や生活環境の保全活動が拡大しており、引き続き、取組の拡大に向けた啓発に努める必要があります。
- 農商工連携や生産者自身が加工・販売に取り組む6次産業化については、一部で取組が見られるものの、労働力の確保や販路等が課題であることから、ニーズに応じた支援を行う必要があります。
- グリーン・ツーリズム⁵交流人口は、東日本大震災津波の影響により、一旦大幅に減少したものの、その後は回復し、増加傾向となっています。

しかし、総合交流施設の改修に伴う休業や農林漁家レストランの廃業の影響により、平成29年度は110万人回にとどまっています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 次世代の地域農業を担う経営体の育成

- 経営力・雇用力の高い持続可能な企業的経営体を育成するため、カイゼン及び情報通信技術（ICT）等革新技术の導入による経営の高度化や農地の集積・集約化による経営規模の拡大、高収益作物の導入、農畜産物の高付加価値化など所得向上に向けた取組を支援します。
- 次世代の担い手となる農業者を確保・育成するため、管内農業の魅力発信の強化による就農希望者の裾野拡大を図るとともに、就農前における生産・経営管理技術の習得に加え、就農後における早期経営自立に必要な機械・施設の導入など発展段階に応じた総合的な支援と併せ、円滑な経営継承に向けた支援体制の構築を進めます。
- 高齢化や規模拡大に伴う労働力不足解消のため、収穫・調製作業の効率化や外部化を加速させるとともに、他業種や関係機関と連携した人材募集・活用などの取組を支援し、女性・若者・障がい者など多様な働き手の確保を進めます。
- 女性の農業経営への参画を促進し、より創造力のある地域農業を展開するため、各ライフステージの女性が活躍できる環境の整備や農業法人等における女性の登用拡大などの取組を支援します。

⁵ グリーン・ツーリズム：農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ余暇形態。

② 生産性・市場性の高い産地づくり

- ・ 水田のフル活用により所得向上を図るため、需要に応じた米生産を推進し、「銀河のしずく」の高品質安定生産等による産地化やGAPによる経営・作業改善に向けた取組を支援するとともに、低コスト・省力技術（高密度播種⁶、ドローン等による病虫害防除、情報通信技術（ICT）を活用したほ場・営農管理等）の導入、土地利用型野菜の導入、花き及び薬用作物等の高収益作物への転換と拡大、麦（もち性小麦含む）・大豆等の収量向上技術の導入を促進します。
- ・ 園芸産地力の向上を図るため、消費者や実需者のニーズに対応した多様な品目の生産、出荷期間の拡大等に取り組むとともに、環境制御機能を備えた施設整備や情報通信技術（ICT）等を活用した革新的技術の導入による生産性向上・省力化に向けた取組を支援します。
- ・ 酪農・肉用牛経営体の規模拡大による収益向上を図るため、畜舎や堆肥舎、草地・飼料畑など生産基盤の整備を推進するとともに、雌雄産み分け技術や分娩監視装置等先端技術の導入拡大など生産性向上に向けた取組を支援します。
- ・ 家畜の飼養管理や飼料生産などの省力化を図るため、キャトル・ブリーディング・ステーション⁷、哺育・育成センター⁸や飼料生産受託組織などの外部支援組織の育成・強化に取り組むとともに、粗飼料の広域流通を支援します。
- ・ 海外への販路拡大を希望する事業者を支援するため、県内で開催される海外展開向けの商談会を通じた県産農畜産物及び加工品等の商品力の強化や台湾などでの物産展の開催、輸出支援などに取り組めます。【再掲】
- ・ 家畜伝染病や野生鳥獣の被害から産地を守るため、防疫対策を徹底するとともに、電気さく設置や有害捕獲、追い払いや環境改善など地域ぐるみの野生鳥獣被害対策の取組を支援します。
- ・ 産地の生産性向上や担い手への農地の集積・集約化の加速化に資するため、ほ場や用排水路・農道の整備、暗渠排水等による農地の高度利用及び集落営農の取組を支援するとともに、ダムや水路などの農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、施設管理者とともに、機能診断に基づく予防保全対策の検討や適時適切な補修、更新等を行います。
- ・ 災害に強い農村社会とするため、農業水利施設の計画的な整備とため池の適正管理の推進により農地や農業用施設の被害を未然に防止します。

③ 農村の地域活動の促進

- ・ 中山間地域の集落における地域活動の活性化を図るため、「地域ビジョン」の策定及び地域ビジョンに基づく取組を支援します。
- ・ 農地・農業用施設及び農村景観等の農村資源が持つ公益的機能について地域住民の理解醸成を図るとともに、地域協働で保全する活動を支援します。
- ・ 地域の農村資源等を活用した産直や農畜産物加工・起業等の農村ビジネスの振興を図るため、消費者ニーズを踏まえた販売戦略の策定・実践及び経営管理能力の向上等の取組を支援するほか、生産体制の整備や商品力強化等の取組を支援します。
- ・ 農村地域ならではの魅力の向上と理解促進を図るため、管内各市町や沿岸地域等との連携により、インバウンド⁹も視野に入れたグリーン・ツーリズムの受入体制強化の取組を支援す

⁶ 高密度播種：水稻育苗箱に高密度で播種することで、一枚の苗箱でより多くの面積への移植が可能になり、資材費の削減や管理労力及び作業時間の低減などが期待される低コスト技術。

⁷ キャトル・ブリーディング・ステーション：子牛（哺育・育成）や繁殖雌牛（分娩等）を集中管理する預託施設。農家は、牛を一定期間施設に預けることで、肉用牛生産に係る労力の軽減や飼養規模の拡大を図ることができるもの。

⁸ 哺育・育成センター：飼養管理の効率化や育成成績の向上などを図るため、生後10日前後の哺育時期から子牛を預かり、育成するセンター。

⁹ インバウンド：外国人が訪れてくる旅行

るほか、食に関する歴史、「食の匠」等の郷土食文化等の情報を内外に発信します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(農業者・生産者組織・J A・土地改良区等関係機関)

- ・雇用拡大
- ・野生鳥獣被害防止対策の取組
- ・次世代の担い手の確保・育成
- ・農業資源の維持保全
- ・生産基盤整備の合意形成支援
- ・農畜産物の高付加価値化
- ・生産性向上・省力化に向けて指導
- ・農村ビジネスの取組
- ・外部委託導入
- ・農村の魅力向上
- ・輸出等による販路拡大
- ・農村都市交流

(市町)

- ・多様な担い手の確保・育成支援
- ・生産基盤整備の推進
- ・販路開拓支援
- ・野生鳥獣被害防止対策の取組支援
- ・農村ビジネス支援
- ・農村の魅力向上支援

【関連する計画】

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
(計画期間 平成28年度(2016年度)～2025年度)
- ・岩手県農業振興地域整備基本方針(計画期間 平成28年度(2016年度)～2025年度)
- ・岩手県水田フル活用ビジョン(計画期間 平成30年度(2018年度)～2020年度)
- ・いわての美味しいお米生産・販売戦略(計画期間 平成30年度(2018年度)～2020年度)
- ・岩手県野菜生産振興計画(仮称)(計画期間 平成31年度(2019年度)～2022年度)
- ・岩手県果樹農業振興計画(計画期間 平成27年度(2015年度)～2025年度)
- ・岩手県花き振興計画(仮称)(計画期間 平成31年度(2019年度)～2022年度)
- ・岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画(計画期間 平成28年度(2016年度)～2025年度)
- ・岩手県家畜及び鶏の改良増殖計画(計画期間 平成28年度(2016年度)～2025年度)
- ・希望郷いわての農業農村整備計画(計画期間 平成31年度(2019年度)～2022年度)
- ・いわて農業農村活性化推進ビジョン(計画期間 平成27年度(2015年度)～)

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

9 森林資源の循環利用促進ともうかる林業・木材産業の構築を進めます

(基本方向)

森林資源の循環利用に向けて、森林施業の集約化、路網¹の整備、低コスト林業の促進、高性能林業機械の導入支援を図るとともに、新規林業従事者や高度技能者等林業担い手の育成及び確保等に取り組みます。

また、地域材の利用促進を図るため、アカマツ材等の建材への利用や松くい虫被害材のチップ化、木質バイオマスのエネルギー利用等に取り組みます。

さらに、原木しいたけについては、原木の安定確保を図るとともに、担い手育成や輸出に取り組みます。

現状と課題

- ・ 平成27年度における県央圏域の民有林森林面積は約16万haとなっており、全県の約21%を占めています。
- ・ 県央圏域における針葉樹樹種別面積は、アカマツに次いでカラマツの占める割合が高く、また、県央圏域のカラマツ林の面積は、県全体の4割(平成27年度42.5%)を占めています。
- ・ 森林の有する木材生産機能、水源涵養機能及び地球温暖化防止機能等の多面的な機能を高度に発揮させるため、森林整備を計画的に進める必要があります。
- ・ 県央圏域の造林面積は、伐採面積の4割程度であることから、低コスト林業化を図りながら伐採跡地の再造林を促進する必要があります。
- ・ 広葉樹生産は、パルプ原木やしいたけ原木、木炭原木、薪、建材等多様な需要に応じていくため、豊富な広葉樹の活用とともに、更新を進めていく必要があります。
- ・ 県央圏域の森林組合では、作業班員の高齢化が進んでいたこと、大口需要先への供給対応が必要となっていたことなどから、盛岡地区の2組合が平成28年7月に広域合併して、盛岡広域森林組合が設立されました。
- ・ 県央圏域の林業従事者は、高齢化(平成28年度60歳以上42%)が進み、従事者数も減少(平成26年度512人→平成28年度435人)していることから、林業労働力を確保する必要があります。
- ・ 計画的な主伐、造林、間伐を進めるため、生産性の高い素材生産とともに造林を行う地域けん引型林業経営体²及び提案型集約化施業³を担う森林施業プランナー⁴の活動支援が必要となっています。
- ・ 平成12年度に紫波町において発生した松くい虫被害⁵は、その後、矢巾町、盛岡市及び滝沢

¹ 路網：林道、林業専用道、森林作業道から構成され、保育・素材生産等の施業を効率的に行うため林業で最も重要な生産基盤。

² 地域けん引型林業経営体：森林所有者に代わって地域単位に生産性の高い森林経営を実践している林業経営体。

³ 提案型集約化施業：複数の森林所有者に対して、施業内容、必要経費、木材販売額等の収支を明らかにした見積を提示して、林地を集約化して施業すること。

⁴ 森林施業プランナー：森林経営計画を作成するとともに、作業団地単位ごとに森林施業の内容や事業収支を示した施業提案書を作成し、森林所有者へ提示して施業を受託することのできる者。

⁵ 松くい虫：正式名称はマツ材線虫病。マツノマダラカミキリが媒介する体長1mm程度の線虫が、松の幹の中で増殖し、通水組織を破壊することにより、松が枯れる原因となる。

市に被害が拡大し、当該市町は「松くい虫被害地域」となっており、未被害地域への被害拡大を防ぐ必要があります。

- ・ ナラ枯れ被害⁶は、近隣市町村に発生してきており、未被害地域である県央圏域での侵入を警戒する必要があります。
- ・ 県央圏域では、大型製材工場が稼働しているほか、近接地域では、合板工場や木質バイオマス発電所が稼働しており、大口需要者に対し地域材を安定供給する体制が必要となっています。
- ・ 県央圏域の公共施設等では、地元産のスギ、カラマツ、アカマツが構造部材や内装材として使用されるなど、地域産材の活用事例が増えてきていますが、公共施設はもとより、新築住宅やマンションのリフォーム等における需要拡大を図るため、さらなる地域材のPRを行う必要があります。
- ・ カラマツ材は、地域ブランド材として主に首都圏に供給されており、引き続き、販売活動を支援する必要があります。また、アカマツ材については、需要が低迷していることから、内装材等住宅用部材の利用促進を図る必要があります。
- ・ 県央圏域の木質バイオマス利用機器は、公共施設等を中心に増加（平成27年度33台→平成29年度36台）しており、今後も、低炭素社会の実現に向けて、産業分野への導入を促進するとともに、木質燃料の安定供給体制の構築を図る必要があります。
- ・ 原木しいたけは、原発事故の影響を受け、全国的な原木不足により原木価格が上昇していること、生産者の減少や高齢化等（70代以上約4割）により生産量は減少傾向（平成26年221t→平成28年185t）にあります。
- ・ 県央圏域の原木しいたけにおいては、都市近郊の立地を活かした周年栽培により、県内の約8割を生産しています。
- ・ 原木しいたけ産地の再生に向け、原木の安定確保、担い手の確保・育成を図るほか、原木しいたけ増産に向けた経営規模の拡大等により収益性の向上を図る必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 森林資源の循環利用及び担い手の育成・確保

- ・ 市町及び森林組合等林業事業者と連携し、森林施業の集約化を図るとともに、林道や森林作業道等路網を整備し、生産基盤の強化を図ります。
- ・ 持続的な森林経営を図るため、伐採と造林の一貫作業システム⁷の普及やコンテナ苗⁸による植栽、カラマツ天然更新実証調査を進め、低コスト造林の促進を図ります。
- ・ 県央圏域の森林資源を適正に管理するため、森林経営計画作成等を通じて、森林組合等林業事業者への支援を推進します。
- ・ 県産漆の増産に向け、漆造林に取り組む森林所有者等を補助事業等により支援します。
- ・ 新規林業従事者等の雇用を促進するため、社会保険等の処遇改善の支援のほか、林福連携等による新たな労働力の開拓、労働強度の軽減のためのドローンの活用や林業用アシストスーツ⁹等新技術の導入、空調服等の普及を促進します。
- ・ 素材生産における生産性の向上を図るため、高性能林業機械の林業事業者への導入を支援します。

⁶ ナラ枯れ：ナラ類やシイ・カシ類の木を枯らす感染症で、ナラ菌と呼ばれるカビの一種が原因。

⁷ 一貫作業システム：素材生産で使用した機械をその後の地拵、植栽に活用し、伐採から植栽までを一連の作業として実行するシステム。

⁸ コンテナ苗：根巻きを防止できる容器（マルチキャビティーコンテナ）で育成した苗木。活着が良好で、植栽時期の幅が広いなどのメリットがあり、裸苗よりも短期間で生産可能。

⁹ 林業用アシストスーツ：林業従事者の歩行を支援する装置で、造林作業など急斜面を上り下りする際の肉体的な負担軽減が期待できる。

- ・ 松くい虫被害については、未被害地域への被害拡大を防ぐため、被害木の駆除のほか、樹種転換や広葉樹林化を促進するとともに、各市町と連携し、被害材の利用促進にも取り組みます。
- ・ ナラ枯れ被害については、県央圏域への侵入を警戒するため、松くい虫等防除推進員等の巡視とともに、各市町と連携し、被害の監視に取り組みます。
- ・ 森林の有する公益的機能の維持・増進と山地災害の防災対策を推進するため、治山施設等を整備するほか、治山施設の点検結果に基づき治山施設個別施設計画を策定し、治山施設の長寿命化対策に取り組みます。
- ・ NPO等民間活動組織が実施する森林保全活動に対する支援を行うほか、「県民の森」及び「滝沢森林公園」について、県民の保健休養や森林体験学習の場として提供します。
- ・ 交流人口を増やすため、県央圏域の北部地域に豊富なカラマツ林の黄葉等の魅力を情報発信する取組を推進します。

② 地域材の利用促進

- ・ 各市町が策定した「公共建築物等木材利用推進方針」に基づく地域材利用について、市町と情報共有し、木材の利用を促進します。
- ・ アカマツ材の認知度の向上を図るため、公共施設等へQRコードを付した地域材製品等を設置するとともに、PR活動を通じ、住宅等の構造材や内装材等住宅部材への利用促進に取り組みます。
- ・ 商店街における店舗等の木質化の意向調査等を行い、地域材の利用促進につなげていきます。
- ・ 木質バイオマス燃料¹⁰として、利用が進んでいない松くい虫被害材のチップ化を促進します。
- ・ 民間企業への木質バイオマス利用機器の導入を普及啓発し、木質バイオマスの利活用を促進します。

③ 原木しいたけ産地の再生

- ・ 原木しいたけについては、原木等の放射性物質検査の徹底による安全・安心の確保や原木コネクター¹¹への原木増産助成等により原木の安定確保を支援します。
- ・ 経営規模の拡大等による収益の向上を図るため、栽培技術の勉強会の開催等による担い手の育成や県主催物産展への参加を通じて輸出の拡大を支援します。

(工程表と指標は最終案に記載)

¹⁰ 木質バイオマス燃料：木質ペレット、木質チップ、薪、製材加工の廃材などの木材由来の生物資源燃料。

¹¹ 原木コネクター：森林所有者（原木林所有者）としいたけ生産者をつなぐ原木の生産・供給に意欲的な地域の原木生産者。

県以外の主体に期待される行動

- (森林組合等林業事業体・木材加工事業体等)
- ・森林経営計画等に基づく適正な森林施業の実施
- ・森林施業の集約化と計画的な路網整備
- ・森林施業の低コスト化
- ・経営基盤強化と雇用管理の改善等による担い手の育成・確保
- ・松くい虫防除作業の実施
- ・保安林制度の理解と遵守
- ・地域材やバイオマス燃料の安定供給の取組
- ・木質バイオマスボイラーの導入
- ・安全・安心なしいたけの生産
- (市町)
- ・森林施業の集約化と計画的な路網整備
- ・松くい虫防除事業の実施
- ・新たな森林管理システムの推進
- ・治山対策の実施に向けた地域合意の形成
- ・地域材安定供給の実行支援
- ・公共施設等への木材利用を推進
- ・木質バイオマスの利活用の促進、普及啓発
- ・しいたけの生産活動支援

【関連する計画】

- ・森林資源利用推進ビジョン（計画期間 平成27年度（2015年度）～2020年度）
- ・林道整備事業中期実施計画（第3期）（計画期間 平成27年度～平成30年度）
- ・特定間伐等の実施の促進に関する基本方針（計画期間 平成25年度（2013年度）～2020年度）
- ・治山事業四箇年実施計画（第2期）（計画期間 平成27年度～平成30年度）
- ・いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（計画期間 平成25年度～平成30年度）

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

10 地域産業の特性に応じた産業人材の確保・育成とやりがいを持って働くことができる労働環境の整備を進めます

(基本方向)

市町や関係機関などと連携した各分野の産業振興施策の推進をはじめ、学術研究機関や産業支援機関などとの連携により、地域産業を支える優れた人材の育成・確保を行います。

また、将来の県央圏域を担う若年者等の地域内就職と職場定着を促進するため、管内若年者の県内企業の認知度を向上させ、社会人としての基礎を築く大事な時期にある高校生などの勤労観の醸成を支援するとともに、関係機関など一体となり、企業とのマッチングを支援します。

さらに、雇用の質や企業の魅力向上を図るため、県や関係機関の支援制度等に関する情報提供などにより、企業のワークライフバランス等の働き方改革を推進します。

現状と課題

- ・ 雇用情勢は、東日本大震災津波に関連した復興需要や企業の生産活動の改善等により求人が増加し、平成30年3月の管内有効求人倍率は1.37倍と58か月連続の1倍台と、求人数が求職者数を上回る状況が続いていることから、企業の人材不足が深刻化しています。
また、平成26年度から平成29年度にかけて、管内新規高卒就職者数及び管内就職者数が減少しているため、一層の人手不足が懸念され、人材確保が課題となっています。
- ・ 平成22年3月新規高卒者向け管内求人受理数は669件と落ち込みましたが、年々回復し、平成30年3月新規高卒者向け管内求人受理数は1,909件と過去10年間で最高となりました。
しかし、就職内定者のうち管内企業の内定者が占める割合は50～60%と低迷しており、関係機関と一体となった就職マッチング支援の重要性が高まっています。
- ・ 若年者等が地域の産業を支える人材として能力を発揮できるよう、若年者等の定着支援に取り組んでいく必要があります。
- ・ 特別支援学校等に在籍する生徒が地域の中で自立し、社会参加できるよう、障がいのある生徒に対する理解促進に向けた取組と、地域の企業や関係機関との連携による支援を行っています。
- ・ 管内新規高卒就職者の1年目離職率は、平成26年度以降の15～16%台から、平成29年度は14%台と若干改善されていますが、引き続き定着率を上げるため、ワークライフバランス等の働き方改革の推進などによって、企業の魅力をさらに向上させていく必要があります。
- ・ 観光産業、農林業、食産業などの地域資源を活用した産業振興施策、経営革新計画の策定支援を通じた新事業への取組などを促進し、特色ある地域産業の成長と新たな雇用の創出につなげる必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 地域産業を支える人材の確保・育成

- ・ 地域の包括的な支援体制を支える医療、介護、福祉人材の育成・確保・定着を図るため、

修学資金貸付金の利用等の促進や労働環境や処遇の改善を図るほか、中学生を対象に進学・就職への動機付けを行うため出前講座等による啓発事業を実施します。【再掲（保健福祉）】

- ・ 建設業の担い手を育成・確保するため、情報通信技術（ICT）による建設現場の生産性向上や、休日の拡大等による働き方改革などを促進し、建設業における労働環境の改善等を支援します。【再掲（土木）】
- ・ 学術研究機関や産業支援機関、高等教育機関、市町、商工指導団体、北上川流域ものづくりネットワークなどとの連携により、第4次産業革命を担う人材の育成を支援します。【再掲（IT・ものづくり産業）】
- ・ 中堅人材を確保するため、首都圏等で開催している岩手IT県人会について、県南広域振興局と新たに連携した取組を進めていきます。【再掲（IT・ものづくり産業）】
- ・ 大学等で行っているキャリア教育の講師のコーディネート等を行うことで、管内就職・定住の意識を高めます。【再掲（IT・ものづくり産業）】
- ・ 観光施設や宿泊・飲食施設等における観光客のニーズに即した受入環境の整備と外国人観光客への対応力の向上を図るため、セミナー等を開催し、観光人材の育成に取り組みます。【再掲（観光産業）】
- ・ 意欲ある若手事業者（生産者、食品製造業者及び飲食店等）による、6次産業化や農商工連携の自主的プロジェクトなど、ビジネス化に向けた取組を支援するとともに、セミナーの開催等を通じて次代を担う中核人材の育成に取り組みます。【再掲（食産業）】
- ・ 次世代の担い手となる農業者を確保・育成するため、管内農業の魅力発信の強化による就農希望者の裾野拡大を図るとともに、就農前における生産・経営管理技術の習得に加え、就農後における早期経営自立に必要な機械・施設の導入など発展段階に応じた総合的な支援と併せ、円滑な経営継承に向けた支援体制の構築を進めます。【再掲（農業）】
- ・ 高齢化や規模拡大に伴う労働力不足解消のため、収穫・調製作業の効率化や外部化を加速させるとともに、他業種や関係機関と連携した人材募集・活用などの取組を支援し、女性・若者・障がい者など多様な働き手の確保を進めます。【再掲（農業）】
- ・ 新規林業従事者等の雇用を促進するため、社会保険等の処遇改善の支援のほか、林福連携等による新たな労働力の開拓、労働強度の軽減のためのドローンの活用や林業用アシストスーツ等新技術の導入、空調服等の普及を促進します。【再掲（林業）】
- ・ 地域の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するため、職業訓練法人に対し、適正な運営に関する指導及び認定職業訓練の円滑な実施を図るための支援を行います。

② 若年者等の就業支援と人材の確保

- ・ 就職を希望する高校生等の若年者に対し、関係機関と連携した就職ガイダンス開催などを通じ、管内若年者の管内企業に対する認知度を向上させ、様々な産業分野に係る勤労観の醸成を行うとともに、地元企業とのマッチングを行い、本人の希望や適性に合った就職ができるよう支援します。
- ・ 管内企業を紹介するガイドブックを作成し、管内高等学校へ設置するほか、ホームページに公開することで、地元企業の情報を広く発信し、地元企業の認知度向上及び人材確保を支援します。【再掲（IT・ものづくり産業）】
- ・ 人材育成・定着支援員を設置し、地元定着に効果的な情報を企業及び学校等の双方向へ提供します。【再掲（IT・ものづくり産業）】
- ・ 就職時のミスマッチを解消するため、管内の高等学校進路指導担当教員と就業支援員の情報交換会を開催して情報を共有し、就職支援に関するノウハウを高めます。
- ・ 管内高等学校の就職希望者に対し、高等学校の希望を確認しながら、就業支援員が生徒の適性に合った応募先選定の支援や選考試験の際のアドバイス等を行います。

- 管内新規高卒者を採用した管内企業に対し、企業訪問等の中で新規高卒就職者へのフォロー等を依頼することにより、職場への定着を支援します。
- 特別支援学校等に在籍する生徒の就職支援にあたっては、学校側に企業訪問で得た障がい者雇用情報を提供するとともに、学校や地域、企業との意見交換等を重ねながら、関係機関と連携し、一人ひとりの実情に合わせた支援を行います。
- 国・市町や各産業分野の関係団体と連携し、管内へのU・Iターンに関する情報提供を行うほか、相談に応じることにより、県外からの人材確保やU・Iターン希望者の就業を支援します。
- 各種の雇用助成制度などを活用し、若年者等の就業を支援します。

③ 企業における雇用・労働環境整備の促進

- 雇用の維持、無期転換ルール¹の適正な運用による非正規労働者の正社員転換・待遇改善、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上等の「働き方改革」の取組や賃金などの労働条件の改善等について、市町と連携し、商工団体や企業への要請活動を行います。
- 企業訪問を通じて、県や関係機関の支援制度や認定制度について情報提供することにより、ワークライフバランスなどの働き方改革を推進します。
- 事業所を対象とした「健康づくりチャレンジ事業」や健康に関する出前講座などの実施により、働き盛り世代の生活習慣病予防の取組を強化するとともに、事業所の「健康経営」の取組を支援します。【再掲（保健福祉）】

④ 多様な雇用の場の確保と就労に向けた支援

- 市町や関係機関などと連携して、企業誘致に関わる優遇措置を活用しながら、IT産業やものづくり産業などの企業集積を促進します。また、新事業に挑戦する事業者の取組や起業家の育成支援により、新たな雇用の場の創出につなげます。
- 観光産業、農林業、食産業などの地域資源を活用した産業振興施策、経営革新計画の策定支援を通じた新事業への取組などを促進し、特色ある地域産業の成長と新たな雇用の創出につなげます。
- 生活の中で生きにくさを感じている人が、早期に各種福祉サービス等の包括的な支援を受けられるよう、地域住民や関係機関と連携し、生活困窮者自立支援制度による住居確保や家計改善等の支援を行うとともに、就労を通して自分らしく社会参加（ワーキング・インクルージョン）できるようにするための中間的就労の場の確保など新たな社会資源創出の支援を行います。【再掲（保健福祉）】

（工程表と指標は最終案に記載）

県以外の主体に期待される行動

（企業）

- 雇用の維持・拡大
- 労働環境の確保・改善
- 働き方改革の促進
- 人材の育成・確保
- 採用力の強化
- 障がい者の一般企業への就労促進と福祉的就労の場の充実・

¹ 無期転換ルール：「改正労働契約法」（平成 25 年 4 月 1 日施行）により、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算 5 年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルール。

(公共職業安定所)

- 法制度の周知・監督指導
- 助成制度等による支援
- 人材の育成・確保と若年者の就業支援

(市町)

- 各分野における雇用創出
- 企業への要請、意識啓発
- 離職者等の生活支援
- 人材の確保と若年者等の就業支援

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

11 産業経済活動を支える交通ネットワークを整えます

(基本方向)

産業経済活動を支援するための道路や、北上川流域における県央圏域内外の交流・連携を担う道路整備などを推進するとともに、沿岸地域の復興・振興を支える地域高規格道路¹の整備を進めるなど、交通ネットワークの形成・強化を図ります。

また、地域医療を支えるため、医療機関への広域的な救急搬送ルートなどの整備を推進します。

現状と課題

- ・ 観光地へのアクセス改善や物流の効率化により産業振興を支援するとともに、救急医療や災害時の円滑な救援活動に資するため、スマートインターチェンジ²の整備が進んでいます。
- ・ 北上川流域は、産業集積圏域としての社会資本整備が求められています。
- ・ 沿岸へ繋がる国道106号などの路線は、内陸部から沿岸部への緊急輸送道路として、災害に強い交通ネットワークの構築が求められており、国道106号については高規格化が進められています。
- ・ 新たな国道4号盛岡南道路の計画検討が進められています。
- ・ 県央圏域北部の幹線道路整備が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 物流・交流ネットワークの整備

- ・ 産業経済活動を支える物流ネットワークを構築するとともに、国道4号盛岡南道路が具体化されるよう国に働きかけていきます。
- ・ 国道281号や国道282号など県央圏域内外との交流を促進する広域ネットワークの整備を進めます。

② 沿岸地域の復興・振興を支える道路の整備

- ・ 内陸と沿岸を結ぶ復興道路³（国道106号（地域高規格道路））及び復興支援道路⁴（国道281号）の整備を進めます。

③ 医療機関への救急搬送ルートの整備

- ・ 地域医療を支援するため、広域的な救急搬送を支える道路整備（国道106号、国道281号、一般県道大ケ生徳田線「徳田橋」）を推進します。

¹ 地域高規格道路：高規格幹線道路と一体となって自動車による高速交通網を形成する自動車専用道路、もしくは同様の規格を有する道路のこと。県央圏域内では、宮古盛岡横断道路（国道106号等）が事業化され、盛岡秋田道路（国道46号）が計画路線として指定されている。

² スマートインターチェンジ：高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りできるように設置されるインターチェンジ。ETCを搭載した車両が通行可能であり、料金徴収員が不要となるため、簡易な料金所の設置で済む。

³ 復興道路：三陸沿岸地域の復興のために必要な災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク。県央圏域内では宮古盛岡横断道路が指定されている。

⁴ 復興支援道路：内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路。県央圏域内では、国道281号、国道340号、国道396号、国道455号が指定されている。

- ・ 救急医療や災害時の円滑な救援活動に効果を発揮するよう、スマートインターチェンジ及び周辺道路の整備を推進します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(国)

- ・ 国が管理する一般国道などの交通ネットワークの整備
- ・ 復興道路の整備
- ・ 国道の高規格化
- ・ 国道の緊急搬送ルート of 整備

(高速道路株式会社)

- ・ スマートインターチェンジの整備

(市町)

- ・ 一般国道や県道等の整備に連携した市町道の整備
- ・ 市町道の緊急搬送ルート of 整備
- ・ スマートインターチェンジの調査設計・調整、アクセス道路の整備